

官報

号外
昭和五十年三月二十六日

第七十五回 参議院会議録第八号

昭和五十年三月二十六日(水曜日)

午前十時十三分開議

○議事日程 第八号

昭和五十年三月二十六日

午前十時開議

第一 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 山村振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第四 農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第五 作業環境測定法(内閣提出)

第六 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 入場税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 下水道事業センター法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

一、故議員須原昭二君に対し弔詞贈呈の件
一、故議員須原昭二君に対する追悼の辞

昭和五十年三月二十六日 参議院会議録第八号

一、日程第一より第一〇まで
一、常任委員長辞任の件

一、常任委員長の選挙

一、裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員辞任の件
一、裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員の選挙

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

議員須原昭二君は、去る四日逝去せられました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

同君に対しては、すでに弔詞を贈呈いたしました。

ここにその弔詞を朗読いたします。

〔議員起立〕
参議院は議員正五位勲三等須原昭二君の長逝に對しましてつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

○議長(河野謙三君) 玉置和郎君から発言を求められております。この際、発言を許します。玉置和郎君。

〔玉置和郎君登壇 拍手〕

○玉置和郎君 弔詞。
本日ここに、過ぐる三月四日逝去されました故須原昭二君の追悼の辞を申し上げます。

いまは悲しい思い出となったもの、君とは全く赤裸々な人間同士の深い交際を続けさせていた

できました。これも君の誠実な人柄と、ひたむきなその信念に生きようとする真摯な姿に引かれるものがあつたからにほかなりません。

思えば、君とはしばしば相対立し、激しい議論を交わす中から、いつしか、弱者のためあくまで闘う君の政治信条にいたく感銘し、イデオロギーや党是を超えた人間としての友情が芽生え、目指す社会正義の確立という目標は全く一つであつたと思ふのであります。

君はまたまれに見る理論家でありました。何事も緻密に積み上げた理論の上で徹底的に追求するの気概を持っておられました。そのため、国会での質疑に当たつても常に丹念に内外の資料を収集し、みずからのものとして消化し尽くすまで研さんを重ねられておりました。そのためしばしば夜を徹しての研究を行い、翌朝はれ上がつたまぶたをしぼたきたきながら登院される君に対し、私は再三健康に留意するよう忠告したものであります。

強い近視でその上極度に視力が衰えていながら、いつも小さな文字でぎっしりと書き込まれたノートが君の勉強ぶりを如実に物語っております。私は君の刻苦勉強を物語るノートの一ページを奥様からいただき、朝夕祈りを欠かさない私の手元に置いて終生君の御冥福を祈り続けたいと決意いたしました。それは党派を超えた、心の友であつた君へのささやかな思慕の念でもあります。

昨年私も危篤状態から立ち直つた体験から君に会うたびに「健康第一だ、無理をすんなよ」と言い続けてまいりました。しかし、君は口ではわかつたと言いつつ行動では一向にわかつておられた節が見えなかつたのは返す返すも残念でなりません。

みずからの肉体を酷使して国政にかける君の行動は社会正義に燃える若さと情熱のゆえでもあつたのでありましょう。その気魄に押され、また折を見て忠告しようとしていたやさきに訃報に接したのであります。なぜあのとき心を鬼にしてでも

強くいさめなかつたのだからか、君を死に至らしめた責任の一端は私にもあるのではなからうかとさえ考ふる昨今であります。

君は終戦直後、名古屋駅周辺をさまよう浮浪者の群れの傍らで金さえ出せば何でも手に入るやみ市が法を破つて存在するさまを見てやりきれない矛盾を感じ、学生運動に走つたといふことを聞きました。その後岐阜東大で薬学を学ぶうちに、医師中心の医療体制や科学が利益によって曲げられていく医療制度に強い憤りを抱き、いつしか政治運動に入ったのだとはほほを紅潮させて語ってくれた君の澄んだまなざしはいまなお鮮烈に私の脳裏に焼きついて離れません。

君は若くして念願とした政治への道を愛知県議會議員に求め、二十七歳の若さで初当選、以来県議を三期務め、四十六年六月僅差の票数が物語るごとく激しい選挙戦に勝ち抜き、国會議員としてこの議場に席を得たのであります。

君は党にあっては社会保障政策審議会の副会長として、また参議院にあっては、社会労働委員会の理事として社会福祉の発展や医療制度の改革へとそのたくましい情熱を燃やし続けてこられました。ことに戦時災害援護法案、公的医療機関の充実を図る医療法の改正案、医療保障基本法案等々に見せた君の強力な政治活動こそは後世に至るまで高く評価されるものであります。

また、三年九月月のわずかな期間ではありましたが、その間予算委員会、決算委員会、科学技術特別委員会、災害対策特別委員会等々、君の行くところ必ずや一陣の新風が巻き起こつたものであります。

その会議録は実に百八十四万語の記録となつて永遠に称賛されるものであります。

このように、君の国会での悔いなき全力疾走の足跡を見ても、君にとつてはさだめし充実した生涯であつたと思われまふが、病床にあつてなわが国の政治の現状を最後まで憂えておられたとき、壮途半ばにして世を去られた無念の思いは察

昭和五十年三月二十六日 参議院會議録第八号

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案外二件

するに余りがあります。四十七歳の若さでこの世を去った君の御遺志は、必ずや政党政派を超えて守り育て続けなければならぬと信ずるものであります。いまここに君の友人として、政治家の一人として限りなく君を追慕し、ひたむきなその政治活動と卓越せる思索、その業績をたたえたいと思ふものであります。

重ねて君の誠実な人柄をしのび、院を代表して謹んで哀悼の意を表する次第であります。

在天の靈、願わくば照覧あれ。

合掌

昭和五十年三月二十六日

参議院議員 玉置 和郎(拍手)

○議長(河野謙三君) 日程第一 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長 長原文兵衛君。

審査報告書

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月十八日

地方行政委員長 原 文兵衛

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、市町村の自主的な合併を円滑にするため、市町村の合併の特例に関する法律の有効期間(昭和五十年三月二十八日まで)を、昭和六十年三月三十一日まで延長しようとするも

ので、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

市町村の合併の特例に関する法律の有効期間が延長されることに伴い、政府は次の点について善処すべきである。

一、市町村の合併に当たっては、広域市町村圏を裏付けることのないよう市町村の自主性を十分尊重すること。

二、市町村の自主的な合併に当たっては、民主的に行われるよう住民投票等を極力推進すること。右決議する。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右 昭和三十九年二月一日

内閣総理大臣 三木 武夫

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「施行の日から起算して十年を経過した時に」を「昭和六十年三月三十一日限り、」に、「その時までに行なわれた」を「同日までに行なわれた」に、「その時以後」を「同日以後」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

〔原文兵衛君登壇 拍手〕

○原文兵衛君 ただいま議題となりました市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、市町村の自主的な合併が円滑に行われるよう各種の特例措置を定めた市町村の合併の特例に関する法律の有効期間を、昭和六十年三月三十一日まで、約十年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、市町村合併の経緯、現状及び今後の方針、広域市町村圏行政と市町村合併との関連性、延長期間を十年とする理由、合併の要件として住民投票を加えることのは非等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わりに、別に討論もなく、採決の結果、本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対しては、自由民主党、日本社会党、公明党、日本共産党及び第二院クラブ各派共同提出にかかる附帯決議が全会一致をもって付されました。その趣旨は、市町村の合併が、あくまでも市町村の自主性を尊重し、民主的な方法によつて行われるよう政府の善処を求めたものであります。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認められます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第二 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 山村振興法の一部を改正する法律案

日程第四 農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

正する法律案

(いずれも衆議院提出)

以上三案を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長 長佐藤隆君。

審査報告書

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案 右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月二十日

農林水産委員長 佐藤 隆

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由 本法律案は、最近における家畜の伝染性疾病的の発生状況等にかんがみ、豚水胞病を家畜伝染病に追加してそのまん延の防止のための措置を講じ得ることとし、あわせて牛のブルセラ病及び結核病に係る検査制度の合理化を図らうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、左記事項についてその実現に努めるべきである。

記

一、最近における海外からの家畜の悪性伝染病がわが国に侵入する危険性の増大に対処して、わが国に未発生の悪性伝染性疾病的の防疫に必要な海外情報等の速やかな把握に努めるとともに、動物検疫施設の一層の整備充実を図り、防疫のための試験研究を拡充強化すること。

二、自衛防疫の推進を図るため、その体制の育成

強化に努め、家畜保健衛生所の機能の整備充実及び産業動物獣医師の充足を図る等その防疫体制に万全を期すること。

三、近年における牛の異常産の被害にかんがみ、その予防及び治療方法の確立を急ぐとともに、被害農家に対する適切な救済措置を検討すること。

右決議する。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和五十年二月七日
内閣総理大臣 三木 武夫

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中二十四の項を二十五の項とし、二十三の項を二十四の項とし、二十二の項を二十三の項とし、二十一の項を二十二の項とし、二十の項を二十一の項とし、十九の項を二十の項とし、十八の項の次に次のように加える。

十九 豚水胞病

第十七条第一項中「豚コレラ」の下に「豚水胞病」を加える。

第二十一条第一項第一号中「アフリカ豚コレラ」の下に「豚水胞病」を加える。

第三十一条第一項中「都道府県知事が省令で定める方法により」を「省令で定めるところにより、都道府県知事が」に、「及び」を「若しくは」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和五十年三月二十六日 参議院會議録第八号

審査報告書

山村振興法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月二十日

農林水産委員長 佐藤 隆
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、山村振興法の実施の状況にかんがみ、昭和五十年三月三十一日をもつて失効する山村振興法の有効期限を昭和六十年三月三十一日まで延長するとともに、山村が国土保全水源かん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っていることを目的規定に加え、山村地域の基幹的な市町村道、農道、林道等の新設及び改築は都道府県も行うことができることとし、この場合の経費は後進地域の国の負担割合の特例の適用を受けることとし、住宅の建設等及び農林漁業経営改善のための資金の融通には住宅金融公庫及び農林漁業金融公庫資金の融資の特例を認める等、山村振興対策の充実を図らうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に必要な経費は、平年度約四十二億円の見込みである。

山村振興法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十年三月十四日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

山村振興法の一部を改正する法律案
山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案外二件

第一条中「この法律は、山村における」を「この法律は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村が」、「整備等が」、「整備等について」、「あわせて」を併せて「に改める。

第三条第三号中「あわせて」を併せて「に改め、同条第四号中「雪害」の下に「林野火災」を加え、同条第五号中「整備」の下に「医療の確保、集落の整備」を加える。

第六条第一項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改める。

第七条第一項中「意見をきいて」を「意見を聴いて」に改め、同条第二項中「農林大臣を通じて」を削り、同条第三項中「行なう」を「行う」に改める。

第八条第一項中「農林大臣を通じて」を削り、同条第二項中「山村振興対策審議会の意見をきく」とともに「を削る。

第九条第一項中「かつ、山村振興対策審議会の意見をきいて」を削る。

第十一条を第十六条とし、第十条の次に次の五条を加える。

(基幹道路の整備)

第十一条 振興山村における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道(振興山村とその他の地域を連絡する基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道を含む。)の政令で定める関係行政機関の長がその整備を図ることが特に緊要であると認め指定するもの(以下この条において「基幹道路」という。)の新設及び改築については、他の法令の規定にかかわらず、山村振興計画に基づいて、都道府県が行うことができる。

2 都道府県は、前項の規定により市町村道の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者

(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。)に代わつてその権限を行うものとする。この場合において、都道府県が代わつて行う権限のうち政令で定めるものは、当該都道府県を統轄する都道府県知事が行う。

3 第一項の規定により都道府県が行う基幹道路の新設及び改築に係る事業(以下この条において「基幹道路整備事業」という。)に要する経費については、当該都道府県が負担する。

4 基幹道路整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹道路を都道府県道又は都道府県が管理する農道、林道若しくは漁港関連道とみなす。

5 第三項の規定により基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第百二十二号)以下この条において「負担特例法」という。)第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、基幹道路整備事業(北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合(以下この条において「国の負担割合」という。)がこれらの区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものを除く。)を同条第二項に規定する開発指定事業とみなして、負担特例法の規定を適用する。

6 北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものについては、第三項の規定により当該基幹道路整備事業に要する経費を負担する道県が負担特例法第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、国は、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲

昭和五十年三月二十六日 参議院會議録第八号

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案外二件

ける国の負担割合を超えるものにあつては第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合を超えないものにあつては第二号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し、又は補助するものとする。

一 北海道及び奄美群島の区域以外の区域における当該基幹道路整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合をこれらの区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合として負担特例法第三条第一項及び第二項の規定により算定した国の負担割合

二 北海道及び奄美群島の区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合

(住宅金融公庫からの資金の貸付け)
第十二条 住宅金融公庫は、山村振興計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画にのつてつて振興山村の住民が行う住宅の建設又は住宅の建設に付随する土地若しくは借地権の取得が円滑に行われるよう必要な資金の貸付けについて適切な配慮をするものとする。

(農林漁業金融公庫からの資金の貸付け)
第十三条 農林漁業金融公庫は、振興山村において農業(畜産業を含む)、林業又は漁業を営む者に対し、その者が農林省令で定めるところにより作成した農林漁業経営改善計画であつて農林省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の認定を受けたものを実施するために必要な資金の貸付けを行うものとする。

(医療の確保)
第十四条 国及び地方公共団体は、振興山村における医療を確保するため、無医地区に関し、診療所の設置、定期的な巡回診療、保健婦の配置等の事業が実施されるよう努めなければならない。

(地域文化の保存)

第十五条 国及び地方公共団体は、山村において伝承されてきた演劇、音楽、工芸技術その他の文化的遺産を保存するため、適切な措置が講ぜられるよう努めなければならない。
附則第二項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十条の次に五条を加える改正規定中第十条に係る部分は、昭和五十一年四月一日から施行する。
2 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五百五十六号)の一部を次のように改正する。
第二十一条の二第二項中「公庫は、」の下に「山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)に基づく山村振興計画又は」を、「のつとつての下に」振興山村の住民又は」を加え、「付随を」に、「すえおき期間を」据置期間」に改める。

3 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。
第十八条第三項中「近代化」の下に「若しくは振興山村」を加える。
別表第一中「別表第一」を「別表第一(第十八条第一十八條の三関係)」に改める。
別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十八条関係)」に改め、同表の第九号中「過疎地域対策緊急措置法」を「山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)」第十三条又は過疎地域対策緊急措置法」に改める。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約四十二億円の見込みである。

審査報告書
農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月二十日
農林水産委員長 佐藤 隆
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、農業協同組合の合併の促進を図る必要性がなお存続している実情にかんがみ、農業協同組合合併助成法に定める合併経営計画の樹立及び認定制度の適用期間を昭和五十三年三月三十一日まで三年間延長しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
本法律案の施行のため特に費用を要しない。なお、過去における実績から推計すると一合併組合当たりの法人税及び登録免許税の減免額は、約二百三十万円である。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和五十年三月十四日
衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案
農業協同組合合併助成法(昭和三十六年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。
附則
本案施行に要する経費
本案施行に伴い、農業協同組合が合併する場合

の課税の特例による法人税及び登録免許税の減免額は、今後の合併の推移によるが、過去の実績をもとに推計すると一合併組合当たりの減免額は約三百三十万円である。

〔佐藤隆君登壇、拍手〕
○佐藤隆君 御報告いたします。
まず、家畜伝染病予防法改正法案は、豚水胞病を家畜伝染病に指定する等の措置をとらうとするものであります。

委員会におきましては、豚水胞病、国内防疫及び輸入検疫体制、獣医師の養成確保、牛の異常産等について質疑した後、別に討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、海外からの伝染病の侵入の防止等三項目の附帯決議を行いました。

次に、山村振興法改正法案は、現行法の有効期限を十年間延長するとともに、制度の拡充を図らうとするものであります。委員会におきましては、委員長から委員会を代表して政府の見解をたじた後、別に討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、農協合併助成法改正法案は、合併経営計画の認定申請期限を三カ年間延長しようとするものであります。委員会におきましては、質疑、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。(拍手)
○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。まず、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

次に、山村振興法改正法案は、現行法の有効期限を十年間延長するとともに、制度の拡充を図らうとするものであります。委員会におきましては、委員長から委員会を代表して政府の見解をたじた後、別に討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、農協合併助成法改正法案は、合併経営計画の認定申請期限を三カ年間延長しようとするものであります。委員会におきましては、質疑、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 次に、山村振興法の一部を改正する法律案及び農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第五 作業環境測定法案(内閣提出)

日程第六 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員 長山崎昇君。

審査報告書

作業環境測定法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月二十日

社会労働委員長 山崎 昇
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、適正な作業環境を確保し、職場における労働者の健康を保持するため、作業環境測定士の資格及び作業環境測定機関等について定めるものであり、妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

作業環境測定法案

右国会に提出する。

昭和五十年二月十三日

内閣総理大臣 三木 武夫

作業環境測定法案

作業環境測定法

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 作業環境測定士等

第一節 作業環境測定士(第五条―第十九条)

第二節 指定試験機関(第二十条―第三十一条)

第三節 指定講習機関(第三十二条)

第三章 作業環境測定機関(第三十三条―第三十七條)

第四章 雑則(第三十八条―第五十一条)

第五章 罰則(第五十二条―第五十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)と相まって、作業環境の測定に關し作業環境測定士の資格及び作業環境測定機関等について必要な事項を定めることにより、適正な作業環境を確保し、もつて職場における労働者の健康を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ

による。

一 事業者 労働安全衛生法第二条第三号に規定する事業者をいう。

二 作業環境測定 労働安全衛生法第二条第四号に規定する作業環境測定をいう。

三 指定作業場 労働安全衛生法第六十五条第一項の作業場のうち政令で定める作業場をいう。

四 作業環境測定士 第一種作業環境測定士及び第二種作業環境測定士をいう。

五 第一種作業環境測定士 労働大臣の登録を受け、指定作業場について作業環境測定業務を行う者(第一種作業環境測定士の名称を用いて作業場(指定作業場を除く。次号において同じ)における作業環境測定業務を行う者)をいう。

六 第二種作業環境測定士 労働大臣の登録を受け、指定作業場について作業環境測定業務(労働省令で定める機器を用いて行う分析(解析を含む)の業務を除く。以下この号において同じ)を行う者(第二種作業環境測定士の名称を用いて作業場における作業環境測定業務を行う者)をいう。

七 作業環境測定機関 労働大臣又は都道府県労働基準局長の登録を受け、他人の求めに応じて、事業場における作業環境測定を行うことを業とする者をいう。

(作業環境測定の実施)

第三条 事業者は、労働安全衛生法第六十五条第一項の規定により、指定作業場について作業環境測定を行うときは、労働省令で定めるところにより、その使用する作業環境測定士にこれを実施させなければならない。

2 事業者は、前項の規定による作業環境測定を行うことができないときは、労働省令で定めるところにより、当該作業環境測定を作業環境測定機関に委託しなければならない。ただし、国又は地方公共団体の機関その他の機関で、労働

大臣が指定するものに委託するときは、この限りでない。

第四条 作業環境測定士は、労働安全衛生法第六十五条第一項の規定による作業環境測定を実施するときは、同条第二項の作業環境測定基準に従つてこれを実施しなければならない。

2 作業環境測定機関は、他人の求めに応じて労働安全衛生法第六十五条第一項の規定による作業環境測定を行うときは、同条第二項の作業環境測定基準に従つてこれを行わなければならない。

第二章 作業環境測定士等

第一節 作業環境測定士(作業環境測定士の資格)

第五条 作業環境測定士試験(以下「試験」という)に合格し、かつ、都道府県労働基準局長又は労働大臣若しくは都道府県労働基準局長の指定する者が行う講習(以下「講習」という)を修了した者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者で、労働省令で定めるものは、作業環境測定士となる資格を有する。

(欠格条項)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、作業環境測定士となることができない。

一 禁治産者又は準禁治産者

二 第十二条第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三 この法律又は労働安全衛生法(これらに基づく命令を含む)の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

(登録)

第七条 作業環境測定士となる資格を有する者が作業環境測定士となるには、労働省令で定めるところにより、作業環境測定士名簿に、次の事項について登録を受けなければならない。

一、姓名
二、生年月日
三、住所
四、労働省令で定める事項

一 登録年月日及び登録番号
二 氏名、生年月日及び住所

三 作業環境測定士の種別
四 その他労働省令で定める事項
(作業環境測定士名簿)

第八条 作業環境測定士名簿は、労働省に備える。

2 事業者その他の関係者は、作業環境測定士名簿の閲覧を求めることができる。
(登録の手続)

第九条 第七条の登録を受けようとする者は、同条第二号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書を労働大臣に提出しなければならない。
2 前項の申請書を提出する場合には、労働省令で定めるところにより、第七条第二号から第四号までに掲げる事項を証する書面及び申請者の写真を添付し、かつ、申請者が受けている第十条の合格証及び講習修了証(第五条に規定する労働省令で定める者に該当する者にあつては、これらに代わるべき書面)を提示しなければならない。

3 労働大臣は、第一項の規定により申請書の提出があつた場合において、登録を受けようとする者が作業環境測定士となることができる者であると認めるときは、遅滞なく、第七条の登録を行い、登録を受けようとする者が作業環境測定士となることができず、登録を受けようとする者であるときは、登録を拒否しなければならない。
4 労働大臣は、前項の規定により登録を拒否するときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。
(登録証)

第十条 労働大臣は、第七条の登録を行ったときは、申請者に、同条に規定する事項を記載した作業環境測定士登録証を交付する。
(登録証の譲渡等の禁止)

第十一条 作業環境測定士は、作業環境測定士登録証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
(登録の取消し等)
第十二条 労働大臣は、作業環境測定士が第六条第一号若しくは第三号に該当するに至つたとき、又は第十七条の規定により試験の合格の決定を取り消されたときは、その登録を取り消さなければならない。
2 労働大臣は、作業環境測定士が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて指定作業場についての作業環境測定業務の停止若しくはその名称の使用の停止を命ずることができる。
一 登録に関し不正の行為があつたとき。
二 第四条第一項、前条又は第四十四条第四項の規定に違反したとき。
三 作業環境測定の実施に関し、虚偽の測定結果を表示したとき。
四 第四十八条第一項の条件に違反したとき。
五 前各号に掲げるもののほか、作業環境測定業務(当該作業環境測定士が作業環境測定機関の行う作業環境測定業務に従事する場合における当該業務を含む。)に関し不正の行為があつたとき。
(登録の消除)
第十三条 労働大臣は、登録がその効力を失つたとき、又は作業環境測定士が作業環境測定業務を廃止したときは、その登録を消除しなければならない。
(試験)
第十四条 試験は、労働大臣が行う。
2 試験は、第一種作業環境測定士試験及び第二種作業環境測定士試験とし、労働省令で定めるところにより、筆記試験及び口述試験又は筆記試験のみによつて行う。
3 労働大臣は、労働省令で定めるところにより、労働省令で定める資格を有する者に対し、前項の筆記試験又は口述試験の全部又は一部を

免除することができる。
(受験資格)
第十五条 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、試験を受けることができない。
一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
二 学校教育法による高等学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者で、労働省令で定めるもの
(合格証及び講習修了証)
第十六条 労働大臣は、試験に合格した者に対し、合格証を交付する。
2 都道府県労働基準局長又は第三十二条第二項に規定する指定講習機関は、講習を修了した者に対し、講習修了証を交付する。
(合格の取消し等)
第十七条 労働大臣は、不正の手段によつて試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。
(名称の使用制限)
第十八条 作業環境測定士でない者は、その名称中に作業環境測定士の文字を用いてはならない。
2 第二種作業環境測定士は、第一種作業環境測定士という名称を用いてはならない。
(労働省令への委任)
第十九条 この節に定めるもののほか、試験及び講習の科目、登録の申請その他試験、講習及び登録(作業環境測定士登録証を含む。)について必要な事項は、労働省令で定める。
第二節 指定試験機関

(指定)
第二十条 労働大臣は、申請により指定する者に、試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせる。
2 前項の規定による指定(以下この節において「指定」という。)を受けた者(以下「指定試験機関」という。)は、試験事務の実施に関し第十七条に規定する労働大臣の職権を行うことができる。
3 労働大臣は、指定試験機関に試験事務を行わせるときは、当該試験事務を行わないものとする。
(指定の基準)
第二十一条 労働大臣は、指定をしようとするときは、指定の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。
一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。
二 経理的及び技術的な基礎が試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るのであること。
2 労働大臣は、指定の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。
一 他に指定した者があること。
二 申請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
三 試験事務以外の申請者の行う業務により申請者が試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。
四 申請者が第三十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
五 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
イ この法律又は労働安全衛生法(これらに

労働大臣は、指定の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて指定作業場についての作業環境測定業務の停止若しくはその名称の使用の停止を命ずることができる。
一 登録に関し不正の行為があつたとき。
二 第四条第一項、前条又は第四十四条第四項の規定に違反したとき。
三 作業環境測定の実施に関し、虚偽の測定結果を表示したとき。
四 第四十八条第一項の条件に違反したとき。
五 前各号に掲げるもののほか、作業環境測定業務(当該作業環境測定士が作業環境測定機関の行う作業環境測定業務に従事する場合における当該業務を含む。)に関し不正の行為があつたとき。
(登録の消除)
第十三条 労働大臣は、登録がその効力を失つたとき、又は作業環境測定士が作業環境測定業務を廃止したときは、その登録を消除しなければならない。
(試験)
第十四条 試験は、労働大臣が行う。
2 試験は、第一種作業環境測定士試験及び第二種作業環境測定士試験とし、労働省令で定めるところにより、筆記試験及び口述試験又は筆記試験のみによつて行う。
3 労働大臣は、労働省令で定めるところにより、労働省令で定める資格を有する者に対し、前項の筆記試験又は口述試験の全部又は一部を

免除することができる。
(受験資格)
第十五条 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、試験を受けることができない。
一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
二 学校教育法による高等学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者で、労働省令で定めるもの
(合格証及び講習修了証)
第十六条 労働大臣は、試験に合格した者に対し、合格証を交付する。
2 都道府県労働基準局長又は第三十二条第二項に規定する指定講習機関は、講習を修了した者に対し、講習修了証を交付する。
(合格の取消し等)
第十七条 労働大臣は、不正の手段によつて試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。
(名称の使用制限)
第十八条 作業環境測定士でない者は、その名称中に作業環境測定士の文字を用いてはならない。
2 第二種作業環境測定士は、第一種作業環境測定士という名称を用いてはならない。
(労働省令への委任)
第十九条 この節に定めるもののほか、試験及び講習の科目、登録の申請その他試験、講習及び登録(作業環境測定士登録証を含む。)について必要な事項は、労働省令で定める。
第二節 指定試験機関

(指定)
第二十条 労働大臣は、申請により指定する者に、試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせる。
2 前項の規定による指定(以下この節において「指定」という。)を受けた者(以下「指定試験機関」という。)は、試験事務の実施に関し第十七条に規定する労働大臣の職権を行うことができる。
3 労働大臣は、指定試験機関に試験事務を行わせるときは、当該試験事務を行わないものとする。
(指定の基準)
第二十一条 労働大臣は、指定をしようとするときは、指定の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。
一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。
二 経理的及び技術的な基礎が試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るのであること。
2 労働大臣は、指定の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。
一 他に指定した者があること。
二 申請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
三 試験事務以外の申請者の行う業務により申請者が試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。
四 申請者が第三十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
五 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
イ この法律又は労働安全衛生法(これらに

労働大臣は、指定の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて指定作業場についての作業環境測定業務の停止若しくはその名称の使用の停止を命ずることができる。
一 登録に関し不正の行為があつたとき。
二 第四条第一項、前条又は第四十四条第四項の規定に違反したとき。
三 作業環境測定の実施に関し、虚偽の測定結果を表示したとき。
四 第四十八条第一項の条件に違反したとき。
五 前各号に掲げるもののほか、作業環境測定業務(当該作業環境測定士が作業環境測定機関の行う作業環境測定業務に従事する場合における当該業務を含む。)に関し不正の行為があつたとき。
(登録の消除)
第十三条 労働大臣は、登録がその効力を失つたとき、又は作業環境測定士が作業環境測定業務を廃止したときは、その登録を消除しなければならない。
(試験)
第十四条 試験は、労働大臣が行う。
2 試験は、第一種作業環境測定士試験及び第二種作業環境測定士試験とし、労働省令で定めるところにより、筆記試験及び口述試験又は筆記試験のみによつて行う。
3 労働大臣は、労働省令で定めるところにより、労働省令で定める資格を有する者に対し、前項の筆記試験又は口述試験の全部又は一部を

免除することができる。
(受験資格)
第十五条 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、試験を受けることができない。
一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
二 学校教育法による高等学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者で、労働省令で定めるもの
(合格証及び講習修了証)
第十六条 労働大臣は、試験に合格した者に対し、合格証を交付する。
2 都道府県労働基準局長又は第三十二条第二項に規定する指定講習機関は、講習を修了した者に対し、講習修了証を交付する。
(合格の取消し等)
第十七条 労働大臣は、不正の手段によつて試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。
(名称の使用制限)
第十八条 作業環境測定士でない者は、その名称中に作業環境測定士の文字を用いてはならない。
2 第二種作業環境測定士は、第一種作業環境測定士という名称を用いてはならない。
(労働省令への委任)
第十九条 この節に定めるもののほか、試験及び講習の科目、登録の申請その他試験、講習及び登録(作業環境測定士登録証を含む。)について必要な事項は、労働省令で定める。
第二節 指定試験機関

(指定)
第二十条 労働大臣は、申請により指定する者に、試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせる。
2 前項の規定による指定(以下この節において「指定」という。)を受けた者(以下「指定試験機関」という。)は、試験事務の実施に関し第十七条に規定する労働大臣の職権を行うことができる。
3 労働大臣は、指定試験機関に試験事務を行わせるときは、当該試験事務を行わないものとする。
(指定の基準)
第二十一条 労働大臣は、指定をしようとするときは、指定の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。
一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。
二 経理的及び技術的な基礎が試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るのであること。
2 労働大臣は、指定の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。
一 他に指定した者があること。
二 申請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
三 試験事務以外の申請者の行う業務により申請者が試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。
四 申請者が第三十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
五 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
イ この法律又は労働安全衛生法(これらに

労働大臣は、指定の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて指定作業場についての作業環境測定業務の停止若しくはその名称の使用の停止を命ずることができる。
一 登録に関し不正の行為があつたとき。
二 第四条第一項、前条又は第四十四条第四項の規定に違反したとき。
三 作業環境測定の実施に関し、虚偽の測定結果を表示したとき。
四 第四十八条第一項の条件に違反したとき。
五 前各号に掲げるもののほか、作業環境測定業務(当該作業環境測定士が作業環境測定機関の行う作業環境測定業務に従事する場合における当該業務を含む。)に関し不正の行為があつたとき。
(登録の消除)
第十三条 労働大臣は、登録がその効力を失つたとき、又は作業環境測定士が作業環境測定業務を廃止したときは、その登録を消除しなければならない。
(試験)
第十四条 試験は、労働大臣が行う。
2 試験は、第一種作業環境測定士試験及び第二種作業環境測定士試験とし、労働省令で定めるところにより、筆記試験及び口述試験又は筆記試験のみによつて行う。
3 労働大臣は、労働省令で定めるところにより、労働省令で定める資格を有する者に対し、前項の筆記試験又は口述試験の全部又は一部を

基づく命令を含む。)の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わら、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

第二十三條第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)

第二十二條 労働大臣は、指定をしたときは、指定試験機関の名称及び住所、試験事務を行う事務所の所在地並びに試験事務の開始の日を官報で公示しなければならない。

2 指定試験機関は、その名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

3 労働大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(役員)の選任及び解任

第二十三條 指定試験機関の役員を選任及び解任は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律若しくは労働安全衛生法(これらに基づく命令又は処分を含む。)若しくは第二十五條第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、その指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(作業環境測定士試験員)

第二十四條 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、作業環境測定士として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、作業環境測定士試験員(以下「試験員」という。)に行わせなければならない。

2 試験員は、作業環境測定に関する知識及び経験に関する労働省令で定める要件を備える者のうちから、選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験員を選任したときは、その日から十五日以内に、労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

4 労働大臣は、試験員が、この法律若しくは労働安全衛生法(これらに基づく命令又は処分を含む。)若しくは次条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その試験員の解任を命ずることができ。

5 前項の規定による命令により試験員の職を解任され、解任の日から起算して二年を経過しない者は、試験員となることができない。

(試験事務規程)

第二十五條 指定試験機関は、試験事務の開始前において「試験事務規程」というものを定め、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 労働大臣は、前項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その試験事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 試験事務規程で定めるべき事項は、労働省令で定める。

(事業計画の認可等)

第二十六條 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、労働大臣に提出しなければならない。

(秘密保持義務等)

第二十七條 指定試験機関の役員若しくは職員(試験員を含む。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員(試験員を含む。)は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(監督命令)

第二十八條 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができ。

(試験事務の休廃止)

第二十九條 指定試験機関は、労働大臣の許可を受けなければ、試験事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 労働大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第三十條 労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 指定に関し不正の行為があつたとき。

二 この節の規定に違反したとき。

三 第二十一條第二項第五号に該当するに至つたとき。

四 第二十三條第二項、第二十四條第四項、第二十五條第二項又は第二十八條の規定による命令に違反したとき。

五 第二十五條第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

六 第四十八條第一項の条件に違反したとき。

労働大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は試験事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(労働大臣による試験事務の実施)

第三十一條 労働大臣は、指定試験機関が第二十九條第一項の規定により試験事務に関する業務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第一項の規定により指定試験機関に対し試験事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務を自ら行うものとする。

2 労働大臣は、前項の規定により試験事務を自ら行うものとし、又は同項の規定により自ら行つている試験事務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。

3 労働大臣が、第一項の規定により試験事務を自ら行うものとし、第二十九條第一項の規定により試験事務に関する業務の廃止を許可し、又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、労働省令で定める。

第三節 指定講習機関

第三十二條 第五條又は第四十四條第一項の規定による指定は、労働省令で定めるところにより、講習又は同項に規定する研修を行おうとする者の申請により行う。

2 労働安全衛生法第四十六條第二項及び第三項、第四十八條、第五十條、第五十二條並びに第五十三條の規定は、第五條又は第四十四條第一項の規定による指定を受けて講習又は同項に規定する研修を行う者(以下「指定講習機関」という。)に関して準用する。この場合において、同法第四十六條第二項第一号中「この法律又はこれに基づく命令」とあるのは、「この法律若しくは作業環境測定法(昭和五十年法律第...

号)又はこれらに基づく命令」と、同法第四十六條第三項、第四十八條第一項及び第三項、第五十條並びに第五十三條中「労働大臣」とあるのは「労働大臣又は都道府県労働基準局長」と、同法第四十六條第三項中「第一項」とあるのは「作業環境測定法第三十二條第一項」と、同法第四十八條第一項及び第三項、第五十二條並びに第五十三條第二項中「性能検査」とあるのは「作業環境測定法第五條に規定する講習又は同法第四十四條第一項に規定する研修」と、同項各号列記以外の部分中「又は六月をこえない範囲内で」とあるのは「又は」と、同項第二号中「第四十七條、第四十九條又は第五十條」とあるのは「第五十條」と、同項第四号中「第四十八條第三項又は第五十一條第二項」とあるのは「第四十八條第三項」と、同項第五号中「第一百十條第一項」とあるのは「作業環境測定法第四十八條第一項」と読み替へるものとする。

第三章 作業環境測定機関

(作業環境測定機関)

第三十三條 作業環境測定機関にならうとする者は、労働省令で定めるところにより、作業環境測定機関名簿に、次の事項について登録を受けなければならぬ。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 その他労働省令で定める事項

(準用)

第三十四條 労働安全衛生法第四十六條第二項及び第三項、第四十七條から第五十條まで並びに第五十三條(第二項第五号を除く。以下この項において同じ。)の規定は、作業環境測定機関に關して準用する。この場合において、同法第四十六條第二項及び第三項並びに第五十三條中「指定」とあるのは「登録」と、同法第四十六條第二項第一号中「この法律又はこれに基づく命令」とあるのは「この法律若しくは作業環境測定法

(昭和五十年法律第 号)又はこれらに基づく命令」と、同法第四十六條第三項、第四十八條第一項及び第三項、第四十九條、第五十條並びに第五十三條中「労働大臣」とあるのは「労働大臣又は都道府県労働基準局長」と、同法第四十六條第三項中「第一項の申請」とあるのは「作業環境測定機関の登録の申請」と、同法第四十七條第一項中「性能検査」とあるのは「作業環境測定法第三條第二項の規定による作業環境測定」と、同法第二項中「性能検査」とあるのは「他人の求めに応じて作業環境測定」と、「労働省令で定める資格を有する者」とあるのは「労働省令で定めるところにより、作業環境測定士」と、同法第四十八條第一項及び第三項、第四十九條並びに第五十三條第二項中「性能検査」とあるのは「作業環境測定」と、同項各号列記以外の部分中「又は六月をこえない範囲内で」とあるのは「又は」と、同項第四号中「第四十八條第三項又は第五十一條第二項」とあるのは「第四十八條第三項」と読み替へるものとする。

第三十三條第二号及び第三号に掲げる事項を証する書面を添付し、第十條中「作業環境測定士登録証」とあるのは「作業環境測定機関登録証」と、第十二條第二項各号列記以外の部分中「指定作業場」としての作業環境測定業務の停止若しくはその名称の使用の停止」とあるのは「作業環境測定業務の全部若しくは一部の停止」と、同項第二号中「第四條第一項、前条又は第四十四條第四項」とあるのは「第四條第二項」と、同項第五号中「作業環境測定業務(当該作業環境測定士が作業環境測定機関の行う作業環境測定業務に従事する場合における当該業務を含む。）」とあるのは「作業環境測定業務」と、第十九條中「この節に定めるものは、試験及び講習の科目、登録の申請その他試験、講習及び登録(作業環境測定士登録証を含む。)について必要な事項」とあるのは「登録の申請その他登録(作業環境測定機関登録証を含む。)について必要な事項」と読み替へるものとする。

第三十五條 作業環境測定機関の役員若しくは職員(作業環境測定機関である作業環境測定士を含む。)又はこれらの職にあつた者は、作業環境測定業務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならぬ。

(秘密保持義務等)

第三十六條 作業環境測定士及び作業環境測定機関は、全国を通じて一の日本作業環境測定協会と稱する民法第三十四條の規定による法人を設立することができる。

2 日本作業環境測定協会は、作業環境測定士の品位の保持並びに作業環境測定士及び作業環境測定機関の業務の進歩改善に資するため、会員の指導及び連絡に關する事務を行うことを目的とする。

第三十七條 作業環境測定機関でない者は、作業環境測定機関又はこれに類似する名称を用いてはならない。

2 前条第一項の法人以外の者は、その名称中に日本作業環境測定協会の文字を用いてはならない。

第四章 雑則

(労働基準監督官及び労働基準監督官)

第三十八條 労働基準監督官長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律の施行に關する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第三十九條 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 前項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入りの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十條 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定による司法警察員の職務を行う。

(労働大臣等の権限)

第四十一條 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、作業環境測定機関、指定試験機関又は指定講習機関の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問し、その業務に關係のある帳簿、書類その他の物件を検査し、又は検査に必要な限度において無償で作業環境測定機関の業務に關係のある資料その他の物件を収去させることができる。

2 第三十九條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立ち入りに關して準用する。

(報告等)

第四十二條 労働大臣、都道府県労働基準局長、

2 第八條から第十條まで、第十二條第二項、第十三條及び第十九條の規定は、作業環境測定機関に關して準用する。この場合において、第八條中「作業環境測定士名簿」とあるのは「作業環境測定機関名簿」と、同條第一項中「労働省」とあるのは「労働省又は都道府県労働基準局長」と、第九條第一項及び第三項並びに第十條中「第七條」とあるのは「第三十三條」と、第九條第一項中「から第四号まで」とあるのは「及び第三号」と、同條第一項、第三項及び第四項、第十條、第十二條第二項並びに第十三條中「労働大臣」とあるのは「労働大臣又は都道府県労働基準局長」と、第九條第二項中「第七條第二号から第四号まで」に掲げる事項を証する書面及び申請者の写真を添付し、かつ、申請者が受けている第十六條の合格証及び講習修了証(第五條に規定する労働省令で定める者に該当する者にあつては、これらに代わるべき書面)を提示」とあるのは「第

第三十三條第二号及び第三号に掲げる事項を証する書面を添付し、第十條中「作業環境測定士登録証」とあるのは「作業環境測定機関登録証」と、第十二條第二項各号列記以外の部分中「指定作業場」としての作業環境測定業務の停止若しくはその名称の使用の停止」とあるのは「作業環境測定業務の全部若しくは一部の停止」と、同項第二号中「第四條第一項、前条又は第四十四條第四項」とあるのは「第四條第二項」と、同項第五号中「作業環境測定業務(当該作業環境測定士が作業環境測定機関の行う作業環境測定業務に従事する場合における当該業務を含む。）」とあるのは「作業環境測定業務」と、第十九條中「この節に定めるものは、試験及び講習の科目、登録の申請その他試験、講習及び登録(作業環境測定士登録証を含む。)について必要な事項」とあるのは「登録の申請その他登録(作業環境測定機関登録証を含む。)について必要な事項」と読み替へるものとする。

第三十五條 作業環境測定機関の役員若しくは職員(作業環境測定機関である作業環境測定士を含む。)又はこれらの職にあつた者は、作業環境測定業務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならぬ。

(秘密保持義務等)

第三十六條 作業環境測定士及び作業環境測定機関は、全国を通じて一の日本作業環境測定協会と稱する民法第三十四條の規定による法人を設立することができる。

2 日本作業環境測定協会は、作業環境測定士の品位の保持並びに作業環境測定士及び作業環境測定機関の業務の進歩改善に資するため、会員の指導及び連絡に關する事務を行うことを目的とする。

第三十七條 作業環境測定機関でない者は、作業環境測定機関又はこれに類似する名称を用いてはならない。

2 前条第一項の法人以外の者は、その名称中に日本作業環境測定協会の文字を用いてはならない。

第四章 雑則

(労働基準監督官及び労働基準監督官)

第三十八條 労働基準監督官長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律の施行に關する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第三十九條 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 前項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入りの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十條 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定による司法警察員の職務を行う。

(労働大臣等の権限)

第四十一條 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、作業環境測定機関、指定試験機関又は指定講習機関の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問し、その業務に關係のある帳簿、書類その他の物件を検査し、又は検査に必要な限度において無償で作業環境測定機関の業務に關係のある資料その他の物件を収去させることができる。

2 第三十九條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立ち入りに關して準用する。

(報告等)

第四十二條 労働大臣、都道府県労働基準局長、

労働基準監督署長又は労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、事業者に對し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができ、

2 労働大臣、都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、作業環境測定機関、指定試験機関若しくは指定講習機関又は作業環境測定士に對し、必要な事項を報告させることができる。

第四十三条 作業環境測定機関、指定試験機関又は指定講習機関は、労働省令で定めるところにより、作業環境測定、試験又は講習若しくは次条第一項の研修に関する事項で、労働省令で定めるものを記載した帳簿及び書類を備え、これを保存しなければならない。

(研修の指示)
第四十四条 都道府県労働基準局長は、作業環境測定の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、作業環境測定士に對し、期間を定めて、都道府県労働基準局長又は労働大臣若しくは都道府県労働基準局長の指定する者が行う研修(以下「研修」という。)を受けるよう指示することができる。

2 作業環境測定士が事業者又は作業環境測定機関に使用されているときは、前項の指示は、当該事業者又は作業環境測定機関に對して行うものとする。

3 前項の指示を受けた事業者又は作業環境測定機関は、当該指示に係る期間内に、当該作業環境測定士に研修を受けさせなければならない。

4 第一項又は第二項の規定により研修を受けるよう指示された作業環境測定士は、当該指示に係る期間内に、研修を受けなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、研修の科目その他研修について必要な事項は、労働省令で定め

る。

(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)
第四十五条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、労働大臣に對し行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

(聴聞)
第四十六条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第十二条第二項(第三十四条第二項)において準用する場合を含む)、第三十条第一項又は第三十二条第二項若しくは第三十四条第一項において準用する労働安全衛生法第五十三条第二項の規定による処分をしようとするときは、労働省令で定めるところにより、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならない。

2 前項の聴聞に際しては、当該処分に係る者らに、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

(政府の援助)
第四十七条 政府は、作業環境測定士の資質の向上並びに作業環境測定機関及び指定講習機関の業務の適正化を図るため、資料の提供、測定手法の開発及びその成果の普及その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(登録等の条件)
第四十八条 この法律の規定による登録、指定又は許可は、条件を付け、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該登録、指定又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該登録、指定又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(手数料)
第四十九条 次の者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手料を国(指定試験機関の行う試験を受けようとする

者又は指定試験機関から合格証の再交付を受けようとする者にあつては、指定試験機関)に納付しなければならない。

一 試験を受けようとする者
二 第五条又は第四十四条第一項の指定を受けようとする者
三 講習又は研修(都道府県労働基準局長が行う講習又は研修に限る。)を受けようとする者
四 第七条又は第三十三条の登録を受けようとする者
五 作業環境測定士登録証又は作業環境測定機関登録証の再交付又は書換えを受けようとする者
六 合格証又は講習修了証の再交付(都道府県労働基準局長が行う講習修了証の再交付に限る。)を受けようとする者

2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

(経過措置)
第五十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(労働省令への委任)
第五十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な事項は、労働省令で定める。

第五章 罰則
第五十二条 第二十七条第一項又は第三十五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十萬元以下の罰金に処する。

第五十三条 第三十条第一項、第三十二条第二項若しくは第三十四条第一項において準用する労働安全衛生法第五十三条第二項又は第三十四条第二項において準用する第十二条第二項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関若しくは指定講習機関の役員若しくは職員又は作業環境測定機関の役員若しくは職員又は作業環境測定士は、五萬元以下の罰金に処する。

三 第三十九条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
四 第四十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき
五 第四十三条の規定による帳簿若しくは書類の備付け若しくは保存をせず、又は同条の帳簿若しくは書類に虚偽の記載をしたとき

習機関の役員若しくは職員又は作業環境測定機関の役員若しくは職員(作業環境測定機関である作業環境測定士を含む)は、一年以下の懲役又は十萬元以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五萬元以下の罰金に処する。

一 第三条、第十八条、第三十七条又は第四十条第三項の規定に違反した者
二 第十二条第二項の規定による命令に違反した者
三 第三十九条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
四 第四十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者
第五十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関若しくは指定講習機関の役員若しくは職員又は作業環境測定機関の役員若しくは職員(作業環境測定機関である作業環境測定士を含む)は、五萬元以下の罰金に処する。

一 第二十九条第一項の許可を受けないうで試験事務に關する業務の全部を廃止したとき
二 第三十四条第一項において準用する労働安全衛生法第四十九条の許可を受けないうで作業環境測定の業務の全部を廃止したとき
三 第四十一条第一項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき

四 第四十二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
五 第四十三条の規定による帳簿若しくは書類の備付け若しくは保存をせず、又は同条の帳簿若しくは書類に虚偽の記載をしたとき

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の

昭和五十年三月二十六日 参議院會議録第八号

作業環境測定法案外一件

代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第三条の規定は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から、第四条及び附則第四条のうち労働安全衛生法第六十五条の改正規定中同条に四項を加える部分は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に作業環境測定士若しくは日本作業環境測定協会の文字を用いている者又は作業環境測定機関若しくはこれに類似する名称を用いている者については、第十八条第一項又は第三十七条の規定は、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

(社会保険労務士法の一部改正)

第三条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の六の次に次の一号を加える。

二十の七 作業環境測定法(昭和五十年法律第二号)

(労働安全衛生法の一部改正)

第四条 労働安全衛生法の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

四 作業環境測定 作業環境の実態を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析(解析を含む)をいう。

第十八条第三項を次のように改める。

3 事業者は、次の者を衛生委員会の委員として指名することができる。

一 産業医

二 当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるもの

三 事業者は、次の者を安全衛生委員会の委員として指名することができる。

一 産業医

二 当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるもの

第六十五条の見出しを「作業環境測定」に改め、同条中「行なう」を「行う」に、「空気環境その他の作業環境について必要な測定をし」を「必要な作業環境測定を行い」に改め、同条に次の四項を加える。

2 前項の規定による作業環境測定は、労働大臣の定める作業環境測定基準に従って行わなければならない。

3 労働大臣は、第一項の規定による作業環境測定の適切かつ有効な実施を図るため必要な作業環境測定指針を公表するものとする。

4 労働大臣は、前項の作業環境測定指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者若しくは作業環境測定機関又はこれらの団体に対し、当該作業環境測定指針に關し必要な指導等を行うことができる。

5 都道府県労働基準局長は、作業環境の改善により労働者の健康を保持する必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、労働省令で定めるところにより、事業者に対し、作業環境測定の実施その他必要な事項を指示することができる。

第七十一条中「国は、」の下に「第六十五条の作業環境測定又は健康診断」を加え、「当該健康診断」を「当該作業環境測定又は健康診断」に改める。

第九十一条第一項中「質問し、若しくは」を「質問し、」に改め、「検査し」の下に、「若しくは作業環境測定を行い」を加える。

第九十三条第三項中「第三十七条第一項」を「第三十七条第一項の許可」に、「第五十六条第

一項」を「第五十六条第一項の許可、第六十五条の規定による作業環境測定についての専門技術的事項に関する事務」に改める。

第九十四条第一項中「行なう」を「行う」に、「質問し、若しくは」を「質問し、」に改め、「検査し」の下に、「若しくは作業環境測定を行い」を加える。

第九十五条第二項中「労働衛生指導医は、」の下に「第六十五条第五項又は」を加える。

第九十九条第一号中「第六十五条」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百二十条第二号中「を含む。」の下に、「第六十五条第五項」を加え、同条第四号中「検査」の下に、「作業環境測定」を加える。

(労働者設置法の一部改正)

第五十二条 労働者設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四号中「二十九号の三の次に次の二号を加える。

二十九の四 作業環境測定法(昭和五十年法律第二号)に基づいて、作業環境測定士の試験及び登録を行うこと。

二十九の五 作業環境測定法に基づいて、作業環境測定機関の登録を行い、指定試験機関及び指定講習機関を指定し、並びにこれらに対し、認可その他監督を行うこと。

第八条第一項第八号中「検定代行機関」の下に、「作業環境測定機関、指定試験機関、指定講習機関」を加え、同項第十四号中「労働安全衛生法」の下に、「作業環境測定法」を加え、同条第二項中「検定代行機関」の下に、「作業環境

測定機関、指定試験機関、指定講習機関」を加える。

第十三条第一項の表中央労働基準審議会の項中「及び労働安全衛生法」を、「労働安全衛生法及び作業環境測定法」に改める。

第十五条第一項中「労働者災害補償保険法」を「作業環境測定法(これに基づく命令を含む)」、「労働者災害補償保険法」に改める。

第十六条第一項の表地方労働基準審議会の項中「及び労働安全衛生法」を、「労働安全衛生法及び作業環境測定法」に改める。

第十七条第一項中「労働者災害補償保険法」を「作業環境測定法(これに基づく命令を含む)」、「労働者災害補償保険法」に改める。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

〔審査報告書は都合により第十一号末尾に掲載〕

測定機関、指定試験機関、指定講習機関」を、「労働安全衛生法」の下に、「作業環境測定法」を加える。

第十三条第一項の表中央労働基準審議会の項中「及び労働安全衛生法」を、「労働安全衛生法及び作業環境測定法」に改める。

第十五条第一項中「労働者災害補償保険法」を「作業環境測定法(これに基づく命令を含む)」、「労働者災害補償保険法」に改める。

第十六条第一項の表地方労働基準審議会の項中「及び労働安全衛生法」を、「労働安全衛生法及び作業環境測定法」に改める。

第十七条第一項中「労働者災害補償保険法」を「作業環境測定法(これに基づく命令を含む)」、「労働者災害補償保険法」に改める。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

〔審査報告書は都合により第十一号末尾に掲載〕

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年三月四日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

不具障疾の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に、四三七、一〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		二、〇五三、〇〇〇円	
第二項症		一、六六三、〇〇〇円	

第三項症	一、三三四、〇〇〇円
第四項症	一、〇〇六、〇〇〇円
第五項症	七八〇、〇〇〇円
第六項症	五九五、〇〇〇円
第一款症	五五四、〇〇〇円
第二款症	五二三、〇〇〇円
第三款症	三九〇、〇〇〇円
第四款症	三〇八、〇〇〇円
第五款症	二六七、〇〇〇円

第八條第二項中「四万二千円」を「六万円」に、「二万二千円」を「二万八千円」(当該障害年金の支給を受ける者に配偶者がなしときは、そのうち一人については四万二千円)に、「二万四千円」を「三万六千円」(当該障害年金の支給を受ける者に配偶者がなしときは、六万円)に改め、同条第三項中「四万二千円」を「六万円」に改め、同条第六項中「七万二千円」を「十二万円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金 額
第一款症	二、一八四、〇〇〇円
第二款症	一、八一、〇〇〇円
第三款症	一、五五四、〇〇〇円
第四款症	一、二七七、〇〇〇円
第五款症	一、〇二四、〇〇〇円

第二十六條第一項中「二万二千円」を「一万八千円」に改め、同項第一号中「三十六万六千六百円」を「四十七万四千円」に改める。

第三十二條第三項第一号中「一万二千円」を「一万八千円」に改め、同項第二号及び第三号中「九千円」を「一万三千五百円」に改める。

第二條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第八條第一項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年 金 額
特別項症	第一項症の年金額に一、五三五、一〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	二、一九三、〇〇〇円
第二項症	一、七七六、〇〇〇円
第三項症	一、四二五、〇〇〇円
第四項症	一、〇七五、〇〇〇円
第五項症	八三三、〇〇〇円
第六項症	六三六、〇〇〇円
第一款症	五九二、〇〇〇円
第二款症	五四八、〇〇〇円
第三款症	四一七、〇〇〇円
第四款症	三三九、〇〇〇円
第五款症	二八五、〇〇〇円

第八條第七項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金 額
第一款症	二、三三三、〇〇〇円
第二款症	一、九三五、〇〇〇円
第三款症	一、六六〇、〇〇〇円
第四款症	一、三六四、〇〇〇円
第五款症	一、〇九四、〇〇〇円

第二十六條第一項第一号中「四十七万四千円」を「五十万六千円」に改める。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第三條 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八

する。

第八條中「三万五千五百円」を「三万九千五百円」に、「三万一千五百五十円」を「四万一千円」に、「三万二千五百五十円」を「四万二千五百円」に改める。

第十五条中、「厚生省令の定めるところによりを削り、「一人につき千円から三千円まで(十八歳未満の者については、五百円から千五百円まで)」を「政令で定める金額」に改める。

第十六条第一項中、「二万二千円」を「政令で定める金額」に改める。

第十七条第一項中、「三千五百円」を「政令で定める金額」に、「但し」を「ただし」に改める。

第四条 未帰還者留守家族等援護法の一部を次のように改正する。

第八条中「三万九千五百円」を「四万二千六百十円」に、「四万一千円」を「四万三千六百六十円」に、「四万二千五百円」を「四万五千六百十円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「一万二千円」を「一万八千円」に、「四万二千円」を「六万円」に改める。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第六条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四項を附則第十六項とし、附則第十三項の次に次の二項を加える。

14 昭和四十八年三月三十一日以前に死亡した者の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む)として、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十一号)による遺族援護法第二十条第三項第七号の規定の改正により遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者は、第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。

15 前項の規定により特別給付金を受ける権利

を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和五十年十一月一日とする。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)

第七条 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「八千円」を「政令で定める金額」に改める。

第十九条第一項中「二万二千円」を「政令で定める金額」に改める。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正)

第八条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和四十七年四月一日」を「昭和五十年四月一日」に改め、同条第二項中「弔慰金を受ける権利を取得した者」を「弔慰金を受ける権利を取得した者(前項の規定により弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされる者を含む。次条において同じ。)」が、「昭和四十七年四月一日」を「昭和五十年四月一日」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 死亡した者が昭和十六年十二月八日以後に死亡したとしたならば、弔慰金を受ける権利を取得したこととなる者は、前項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなす。

第二条の二中「前条第二項」を「前条第三項」に、「昭和四十七年四月一日」を「昭和五十年四月一日」に改める。

第二条の三第一項及び第三条中「昭和四十七年四月一日」を「昭和五十年四月一日」に改める。

第五条第一項中「三万円」を「二十万円」に改める。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第九条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

17 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十一号)による遺族援護法第二十条第三項第七号の規定の改正により障害年金又は障害一時金を受けるに至つた者は、第二条の規定の適用については、昭和三十八年四月一日において同条第一項第三号の給付を受けていた者又は受けたことがある者とみなす。

18 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第三条第一項第一号、第三号及び第四号中「昭和四十一年四月一日」とあるのは、「昭和五十年八月一日」とする。

19 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和五十年十月一日とする。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)

第十条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

19 昭和四十八年三月三十一日以前に死亡した者の父母又は祖父母として、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十一号)による遺族援護法第二十条第三項第七号の規定の改正により遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者(遺族援護法第二十五条第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当しているとするならば、当該遺族給与金を受けるべき者を含む。は)、第二条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。

20 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び第二条の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのはそれぞれ「昭和五十年七月三十一日」と、「第三条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは「昭和五十年八月一日」とする。

21 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和五十年十月一日とする。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第十一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第四項中「一万二千円」を「一万八千円」に、「九千円」を「一万三千五百円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十年八月一日から施行する。ただし、第三条中未帰還者留守家族等援護法第十五条、第十六条第一項及び第十七条第一項の改正規定並びに第七條及び第八條並びに次項及び附則第三項の規定は同年四月一日から、第二条及び第四条の規定は昭和五十一年一月一日から施行する。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)

2 この法律による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金については、なお従前の例による。

3 この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金を受けることができる者に交付する同法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和五十年十月

一日とする。

一日とする。

〔山崎昇君登壇、拍手〕

○山崎昇君 たいま議題となりました二法律案について、社会労働委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、作業環境測定法案は、作業環境の測定が義務づけられている事業所について、その測定に当たる者の資格を定めるため、作業環境測定士及び作業環境測定機関を創設することを内容とするものであります。

その主なる事項は、第一に、作業環境測定士は、事業場における作業環境測定の業務を行う者とし、労働大臣が行う試験に合格し、かつ、指定講習機関の講習を修了した上、労働大臣の登録を受けるものとする。

第二に、作業環境測定機関は、他人の求めに応じて、作業環境の測定を行うことを業とする者とし、労働大臣または都道府県労働基準局長の登録を受けるものとする。

第三に、事業者は、指定作業場における作業環境の測定については、その使用する作業環境測定士に実施させるか、または、他に委託するときは、作業環境測定機関に委託しなければならぬとする。等でありませぬ。

委員会におきましては、慎重に審議を進め、質疑を終了し、採決の結果、本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案は、第一に、戦傷病者、戦没者遺族等に対する障害年金、遺族年金、遺族給与金、療養手当及び未帰還者に対する留守家族手当等の額を引き上げること。

第二に、日華事変以後に死亡した戦没者の遺族で、同一の戦没者に関し公務扶助料、遺族年金等を受けている者がいない者に特別弔慰金を支給すること。

第三に、昭和四十九年の改正により、遺族給与金を受ける権利を有するに至った防空業務関係の戦没者の妻及び父母等並びに障害年金等を受けるに至った傷病者の妻に特別給付金を支給すること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、慎重に審議を行い、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、一般戦災者で身体に障害を受けた者及び死亡した者に関する援護の検討を目的としてその実態調査を行うこと、物価の上昇及び国民の生活水準の著しい向上に見合う援護水準の引き上げに努めること。戦没者等の遺骨収集を積極的に推進すること等の諸点を内容とする七項目にわたる附帯決議を全会一致をもって付することと決しました。

以上報告を終わります。(拍手)
○議長(河野謙三君) これより両案を一括して採決いたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第七 入場税法の一部を改正する法律案
日程第八、相続税法の一部を改正する法律案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長松垣徳太郎君。

審査報告書
入場税法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月二十日

大蔵委員長 松垣徳太郎
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、今次の税制改正の一環として、最近における入場税の負担の状況にかえりみ、その軽減を図るため映画、演劇等の免税点の引上げを行うとともに、税率を一本化するほか、所要の規定の整備を図るものであつて、おおむね妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。
一、費用
本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和五十年度百十億円である。

附帯決議

一、政府は、入場税の大幅減税の効果は、入場料金に反映されるよう、すべての興行界に対し適切な措置を講ずべきである。
二、政府は、映画、演劇等の免税点について物価等の動向を考慮し、適時に額の引上げをはかるべきである。
三、政府は、最近における競馬、競輪等の実情にかんがみ、ギャンブル性の行為にかかる低廉な入場料金について適切な料金の引上げ等税収の確保に配慮すべきである。

右決議する。

入場税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十年三月四日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

入場税法の一部を改正する法律案

入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条から第六条までを次のように改める。
(課税標準及び税率)
第四条 入場税は、入場料金を課税標準とし、入場料金の百分の十の税率により課する。

(免税点)
第五条 入場料金が一人一回の入場について、次の各号に掲げる興行場等の区分に応じ当該各号に掲げる金額以下であるときは、入場税を課さない。
一 映画を催す場所(次号に掲げる場所を除く。) 千五百円
二 主として演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物を催す場所 三千元
三 第一号第二号及び第三号に掲げる場所 三十円

(税額算定の特例)
第六条 経営者等が興行場等への入場者から領収した一人一回の入場についての金額が、前条各号に掲げる興行場等の区分に応じ当該各号に掲げる金額(以下この条において「免税点の金額」という。)を超え、当該金額とこれに対し第四条に規定する税率を乗じて計算した金額との合計額以下であるときは、その領収した金額から免税点の金額を控除した額に相当する入場税を課する。

第八条第六項中「終了後十日以内」を「終了した日の属する月の翌月末日まで」に改め、同条第七項中「期間」を「期限」に改める。
第十条第一項第一号中「税率区分ごと」を削り、同項第二号中「及び当該入場税額の合計額を削り、同項第四号及び第五号中」の合計額を削る。

第十三条第一項中「入場税額の合計額」を「入場税額」に改める。

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

昭和五十年三月二十六日 参議院會議録第八号 入場税法の一部を改正する法律案外一件

第二十一条の見出しを「課税入場料金を定めようとする場合等の申告」に改め、同条第一項を次のように改める。

経営者(経営者にならうとする者を含む。)がその経営する興行場等に係る入場料金の全部又は一部につき第五条の規定の適用を受ける入場料金を以外に入場料金を以下この項において「課税入場料金」という。)を定めようとするとき、又は催物を主催しようとする者がその催物を行う興行場等に係る入場料金の全部又は一部につき課税入場料金を定めようとするときは、当該興行場等ごとに、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長に申告しなければならぬ。経営者が当該興行場等の経営を廃止したときその他当該課税入場料金の定めを廃止したとき若しくは当該興行場等の経営を休止したとき、又は主催者が当該催物を終え、若しくは休止したときも、また同様とする。

第二十一条第二項中「経営者等は、前項の規定により」を「前項の規定による申告をした経営者等は、その」に改める。

第二十七条第二号中「期間」を「期限」に改める。

附則

- この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。
- この法律の施行前に課した、又は課すべきであった入場税については、なお従前の例による。
- この法律の施行後に入場するために使用される入場券をこの法律の施行前に前売りしている場合において、当該前売りに係る入場料金(改正後の入場税法(以下「新法」という。))第五条の規定を適用した場合に同条の規定に該当することとなるものに限る。)に対して改正前の入場税法(以下「旧法」という。)の規定により課された、又は課されるべき入場税額に相当する金額を払いもどしたときは、当該払いもどしが旧法第十三条第一項の規定に該当する場合を除き、当該

払いもどしを新法第十三条第一項の払いもどしと、当該払いもどしに係る金額を同項の規定による控除を受けるべき金額とみなして、新法の規定を適用する。

新法第八條第六項及び第七項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同条第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた者について適用し、施行日前に旧法第八條第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた者については、なお従前の例による。

施行日前に旧法第八條第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた主催者が、施行日以後に同条第八項の規定に該当することとなつた場合における施行日前に領収した入場料金に係る入場税については、なお従前の例による。

施行日においてその経営する興行場等(新法第二條第一項に規定する興行場等をいう。以下同じ。)又はその催物を行う興行場等に係る入場料金の全部又は一部につき新法第二十一条第一項に規定する課税入場料金を定めている経営者又は主催者が施行日前に行つた旧法第二十一条第一項の規定による申告は、新法第二十一条第一項の規定による申告とみなす。

この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる入場税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により第十一号末尾に掲載〕

相統税法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。 昭和五十年三月四日

参議院議長 河野 謙三殿 衆議院議長 前尾繁三郎

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律 相統税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条の二」を「第二十六条の三」に改める。

第三条の見出し中「因り」を「より」に改め、同条第一項中「因り」を「より」に、「第十五条の二」を「第十六条に」、「且つ」を「かつ」に改める。

第十二条第一項第五号中「百五十万円」を「二百五十万円」に、「こえ」を「超え」に改め、同項第六号中「八十万円」を「二百万円」に、「こえ」を「超え」に改める。

第十五条第一項中「因り」を「より」に、「六百万円」を「二千万円」に、「百二十万円」を「四百万円」に改める。

二百万円以下の金額	百分の十
二百万円を超え五百万円以下の金額	百分の十五
五百万円を超え九百万円以下の金額	百分の二十
九百万円を超え千五百万円以下の金額	百分の二十五
千五百万円を超え二千三百万円以下の金額	百分の三十
二千三百万円を超え三千三百万円以下の金額	百分の三十五
三千三百万円を超え四千八百万円以下の金額	百分の四十
四千八百万円を超え七千万円以下の金額	百分の四十五
七千万円を超え一億円以下の金額	百分の五十
一億円を超え一億四千万円以下の金額	百分の五十五
一億四千万円を超え一億八千万円以下の金額	百分の六十
一億八千万円を超え二億五千万円以下の金額	百分の六十五
二億五千万円を超え五億円以下の金額	百分の七十
五億円を超える金額	百分の七十五

第十八条中「因り」を「より」に、「百分の七十」を「百分の七十五」に、「こえ」を「超え」に改める。第十九条中「因り」を「より」に、「及び第二十一条の三」を「第二十一条の三及び第二十一条の四」に改める。第十九条の二第一項を削り、同条第二項中「被相続人との婚姻期間が十年以上である」を「被相続人

に改める。第十五条の二を削る。第十六条を次のように改める。

(相続税の総額)

第十六条 相続税の総額は、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格に相当する金額の合計額からその遺産に係る基礎控除額を控除した金額を当該被相続人の前条第二項に規定する相続人が民法第九百条及び第九百一条の規定による相続分に応じて取得したものとした場合におけるその各取得金額(当該相続人が、一人である場合又は異なる場合には、当該控除した金額)につきそれぞれその金額を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額とする。

の「に改め、「当該金額が当該配偶者につき前項第二号の規定を適用して算出した金額に満たない場合には、当該算出した金額」を削り、同項第二号イを次のように改め、同項を同条第一項とする。

イ 当該相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格の合計額の三分の一に相当する金額(当該金額が四千万円に満たない場合には、四千万円)

第十九条の二第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に、「申告期限までに」を「申告期限から三年以内当該期間が経過するまでの間に当該財産が」に改め、「場合において」の下に、「政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは」を加え、「以内」に当該財産が分割されたときは、当該財産を「以内」に分割された場合には、その分割された財産に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第二項」を「第一項」に改め、「第二十七条第一項の規定による申告書」の下に「当該申告書に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項に規定する期限後申告書(以下「期限後申告書」という。))及びこれらの申告書に係る同法第十九条第三項に規定する修正申告書(以下「修正申告書」という。))を含む。」を加え、「同項の婚姻期間が十年以上である旨」を「財産の取得の状況」に改め、「その申告期限内に」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「申告期限内の」を削り、「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十九条の三第一項中「因り」を「より」に、「二万円」を「三万円」に改める。

第十九条の四第一項中「二万円」を「三万円」に、「四万円」を「六万円」に改める。

第二十一条の六を削る。

第二十一条の五第一項中「因り」を「より」に、「五百六十万円」を「千万円」に改め、同条第三項中「国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項に規定する」及び「(以下「期限後申告書」という。))」を削り、同条を第二十一条の六とする。

第二十一条の三の次に次の一条を加える。

第二十一条の三の次に次の一条を加える。

(特別障害者に対する贈与税の非課税)

第二十一条の四 第十九条の四第二項に規定する特別障害者(以下この条において「特別障害者」という。))が、信託会社その他の政令で定めるもの(以下この条において「受託者」という。))の営業所、事務所その他これらに準ずるものでこの法律の施行地にあるもの(以下この条において「受託者の営業所等」という。))において当該特別障害者を受託者とする特別障害者扶養信託契約に基づいて当該信託契約に係る財産の信託がされることによりその信託の利益を受ける権利(以下この条において「信託受益権」という。))を有することとなる場合において、政令で定めるところにより、その信託の際、当該信託受益権につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した申告書(以下この条において「障害者非課税信託申告書」という。))を納税地の所轄税務署長に提出したときは、当該信託受益権でその価額のうち三千万円までの金額(既に他の信託受益権について障害者非課税信託申告書を提出している場合には、当該他の信託受益権でその価額のうちこの項の規定の適用を受けた部分の価額を控除した残額)に相当する部分の価額については、贈与税の課税価格に算入しない。

2 前項に規定する特別障害者扶養信託契約とは、個人が受託者と締結した金銭、有価証券その他の財産で政令で定めるものの信託に関する契約で、当該個人以外の一人の特別障害者を信託の利益の全部についての受益者とするものうち、当該契約に基づく信託が当該特別障害者の死亡後六月を

経過する日に終了することとされていることその他の政令で定める要件を備えたものをいう。

3 障害者非課税信託申告書には、受託者の営業所等のうちいずれか一のものに限り記載することができるものとし、一の障害者非課税信託申告書を提出した場合には、当該申告書に記載された受託者の営業所等において新たに特別障害者扶養信託契約に基づき信託される財産に係る信託受益権につき第一項の規定の適用を受けようとする場合その他の場合で政令で定める場合を除き、他の障害者非課税信託申告書は、提出することができないものとする。

4 前二項に定めるもののほか、障害者非課税信託申告書の提出及び当該申告書に記載した事項を変更した場合における申告に関する事項その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条の七を次のように改める。

第二十一条の七 贈与税の額は、前二条の規定による控除後の課税価格を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額とする。

五十万円以下の金額	百分の十
五十万円を超えて七十万円以下の金額	百分の十五
七十万円を超えて百万円以下の金額	百分の二十
百万円を超えて二百四十万円以下の金額	百分の二十五
二百四十万円を超えて二百八十万円以下の金額	百分の三十
二百八十万円を超えて三百四十万円以下の金額	百分の三十五
三百四十万円を超えて四百四十万円以下の金額	百分の四十
四百四十万円を超えて五百五十万円以下の金額	百分の四十五
五百五十万円を超えて八百五十万円以下の金額	百分の五十
八百五十万円を超えて千三百万円以下の金額	百分の五十五
千三百万円を超えて二千五百万円以下の金額	百分の六十
二千五百万円を超えて三千五百万円以下の金額	百分の六十五
三千五百万円を超えて七千万円以下の金額	百分の七十
七千万円を超える金額	百分の七十五

第二十一条の八中「因り」を「より」に、「前二条」を「前条」に、「算出した」を「計算した」に、「但し」を「ただし」に、「これらの」を「同条の」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三章中第二十六条の二の次に次の一条を加える。

(土地評価審議会)

第二十六条の三 国税局ごとに、土地評価審議会を置く。

2 土地評価審議会は、土地の評価に関する事項で国税局長がその意見を求めたものについて調査審議する。

3 土地評価審議会は、委員二十人以上以内で組織する。

4 委員は、関係行政機関の職員、地方公共団体の職員及び土地の評価について学識経験を有する者のうちから、国税局長が任命する。

5 前二項に定めるもののほか、土地評価審議会

昭和五十年三月二十六日 参議院會議録第八号

入場税法の一部を改正する法律案外一件

の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十七條第一項中「因り」を「より」に、「及び遺産に係る配偶者控除額の合計額をこえる」を「超える」に改め、「第十九條の二第一項を削り、同条第三項中「因り」を「より」に改め、「(第十五條の二第一項の規定の適用を受けようとする者に係る申告書については、同項の婚姻期間を証する書類その他の大藏省令で定める書類を含む)」を削る。

第二十八條第一項及び第二項第一号中「因り」を「より」に、「第二十一條の四及び第二十一條の六から第二十一條の八まで」を「第二十一條の五、第二十一條の七及び第二十一條の八」に改める。

第三十一條第一項中「国税通則法第十九條第三項に規定する」及び「(以下「修正申告書」という)」を削る。

第三十二條第六号中「第十九條の二第四項ただし書を第十九條の二第二項ただし書」に、「同条第二項」を「同条第一項」に改める。

第三十八條第一項中「こえる」を「超える」に、「五年」を「五年以内」に、「因り」を「より」に改め、「基礎となつたものの価額の合計額」の下に「(以下「課税相統財産の価額」という。))」を、「財産の価額の合計額」の下に「(以下「不動産等の価額」という。))」を加え、「十年以内」を「不動産等の価額に對応する相統税額として政令で定める部分の相統税額については十年以内とする。」に、「十年以内の延納を許可することができる場合においては、五十万円」を「課税相統財産の価額のうちに不動産等の価額が占める割合が十分の五以上である場合には、七十五万円」に改め、同条第二項中「当該金額が五万円を下る場合においては、最終の年割額を除き、五万円」を「課税相統財産の価額のうちに不動産等の価額が占める割合が十分の五以上である場合には、延納税額を不動産等の価額に對應するものとして政令で定める部分の税額(以下「不動

産等に係る延納相統税額」という。))とその他の部分の税額(以下「動産等に係る延納相統税額」という。))とに区分し、これらの税額をそれぞれの延納期間に相當する年数で除して計算した金額」に改める。

第五十二條第一項第一号中「(当該延納の許可を受けた相統税額が第三十八條第一項の規定に基づき五年をこえる延納の許可を受けることができるものである場合には、年六パーセント。以下この項において同じ。))の割合」を「(次のイ又はロに掲げる延納相統税額については、それぞれイ又はロに掲げる割合。以下「利子税の割合」という。))」に、「年六・六パーセントの割合」を「利子税の割合」に改め、同号に次のように加える。
イ 課税相統財産の価額のうちに不動産等の価額が占める割合(以下この号において「不動産等の割合」という。))が十分の五以上である場合における延納相統税額 不動産等に係る延納相統税額については年五・四パーセント、動産等に係る延納相統税額については年六・六パーセントの割合
ロ 不動産等の割合が十分の五未満であり、かつ、課税相統財産の価額のうちに立木の価額が占める割合が政令で定める割合を超える場合における延納相統税額のうち当該立木の価額に對應するものとして政令で定める部分の税額 年五・四パーセントの割合

第五十二條第一項第二号中「年六・六パーセントの割合」を「利子税の割合」に改め、同条に次の一項を加える。
4 延納相統税額のうち、不動産等に係る延納相統税額又は第一項第一号ロに掲げる税額とその他の部分の税額とがある場合において、納付された金額が延納年割額を超え、又はこれに不足するときにおけるその納付された金額の充當の順序その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第五十二條の二を削る。

附則

1 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。(経過措置)

2 改正後の相続税法(以下「新法」という。))の規定は、別段の定めがあるものを除き、昭和五十年一月一日以後に相続若しくは遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。))又は贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。))により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

3 新法第十九條の三第一項の規定に該當する者が、その者又は同条第二項に規定する扶養義務者の昭和四十九年十二月三十一日以前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、改正前の相続税法又は相続税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第六号)による改正前の相続税法(以下次項までにおいて「旧法」と総称する。))第十九條の三第一項又は第二項の規定の適用を受けたことがある者である場合には、その者又はその扶養義務者が新法第十九條の三第一項又は第二項の規定による控除を受けることができる金額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該相続税について新法第十九條の三第一項の規定を適用したならば控除を受けることができる金額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該相続税について新法第十九條の三第一項の規定を適用したならば控除を受けることができる金額(二回以上旧法第十九條の三第一項又は第二項の規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈により財産を取得した際に新法第十九條の三第一項の規定を適用したならば控除を受けることができる金額)から既に旧法第十九條の三第一項若しくは第二項又は新法第十九條の三第一項若しくは第二項の規定による控除を受けた金額の合計額を控除した金額に達するまでの金額とする。

4 前項の規定は、新法第十九條の四第一項の規定に該當する同項に規定する障害者が、その者又はその同条第三項において準用する新法第十九條の三第二項に規定する扶養義務者の昭和四十九年十二月三十一日以前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について旧法第十九條の四第一項又は同条第三項において準用する旧法第十九條の三第二項の規定の適用を受けたことがある者である場合について準用する。この場合において、前項中「第十九條の三第一項又は第二項の規定による」とあるのは「第十九條の四第一項又は同条第三項において準用する旧法第十九條の三第二項の規定による」と、「第十九條の三第一項の規定を」とあるのは「第十九條の四第一項若しくは第二項」とあるのは「第十九條の四第一項若しくは同条第三項において準用する旧法第十九條の三第二項」と読み替へるものとする。

5 新法第二十一條の四の規定は、昭和五十年四月一日(以下「施行日」という。))以後にされる同条第一項に規定する特別障害者扶養信託契約に基づく同項の信託について適用する。

6 新法第三十八條第一項及び第二項の規定は、施行日以後に延納を許可する相統税額について適用し、施行日以前に延納を許可した相統税額については、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。

7 税務署長は、施行日前に延納を許可した相統税額で、当該相統税額の計算の基礎となつた財産の価額の合計額のうち新法第三十八條第一項に規定する不動産等の価額が占める割合が十分の五以上であるものうち、施行日以後に延納に係る分納税額の納期限が到来するものがある場合には、施行日以後に当該納期限が到来する分納税額のうち、当該不動産等の価額に對應

するものとして政令で定めるものについては、施行日以後最初に到来する当該納期限(施行日から当該納期限までの期間が四月に満たない場合には、施行日から四月を経過する日)までにされた当該延納の許可を受けた者の申請により、施行日以後の延納期間の二分の一に相当する期間(当該期間に一月に満たない端数を生じた場合には、これを一月として計算した期間)の範囲内において延納期限を延長し、及び施行日以後の延納年割額を同条第二項の規定に準じて変更することができる。

8 新法第五十二条の規定は、施行日以後に延納に係る分納税額の納期限が到来する相統税額に係る利子税のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、当該利子税のうち施行日前の期間に対応するもの及び施行日前に当該納期限が到来した相統税額に係る利子税については、なお従前の例による。

9 (租税特別措置法の一部改正)
租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十条の六第一項中「次項」の下に「及び第三項」を加え、「同法第三十八条第一項及び」を「同法第三十八条」に改め、「十五年以内の延納を許可し、及び」を削り、同条第二項中「同項中「年六・六パーセント」とあり、又は「年六パーセント」を「同項第一号イ中「年五・四パーセント」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 相統税法第五十二条第四項の規定は、延納の許可を受けた相統税額のうち森林計画立本部分の税額とその他の部分の税額とがある場合について準用する。

(大蔵省設置法の一部改正)
10 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

昭和五十年三月二十六日 参議院会議録第八号

第四十六条第一項中
地方酒類審議会
国税局長又は沖繩国税事務所長の諮問に依りて、酒類の生産及び供給に関する重要な事項並びに酒類の級別について調査審議すること。

地方酒類審議会	国税局長又は沖繩国税事務所長の諮問に依りて、酒類の生産及び供給に関する重要な事項並びに酒類の級別について調査審議すること。
土地評価審議会	国税局長又は沖繩国税事務所長の諮問に依りて、相統税及び贈与税に係る土地の価格に関する事項について調査審議すること。

〔松垣徳太郎君登壇、拍手〕

○松垣徳太郎君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
まず、入場税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、今次の税制改正の一環として、最近における入場税の負担の状況にかんがみ、その軽減を図るため、現行百円の免税点を映画の場合は千五百円に、演劇、演芸、音楽、スポーツ等の場合は千三百円にそれぞれ引き上げるとともに、税率につきましては、現行五%及び一〇%を一律一〇%とするほか、所要の規定の整備を図らうとするものであります。

本法施行に伴う減税額は平年度百二十億円と見込まれております。
委員会におきましては、入場税改正について税制調査会に諮問しなかつた理由、ギャンブル課税のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑終了後、日本社会党、公明党及び民社党の三党共同提案による映画、演劇等の免税点を一万円に引き上げる旨の修正案が、また、日本共産党提案による、競馬、競輪等を除く入場税を廃止する旨の修正案がそれぞれ提出され、各修正案の趣旨説明が行われました。

を
む法定相続人五人の場合、四千万円に引き上げられ、また、配偶者については、取得財産のうち、遺産額の三分の一相当額が四千万円のいずれか高い金額まで相統税が課税されないこととなります。

本法施行に伴う減税額は、平年度約二千六百八十億円と見込まれております。
委員会におきましては、妻の座優遇と相統税課税のあり方、地価の高騰と課税価格等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

討論なく、採決に入りましたところ、日本共産党提出の修正案は少数をもって否決され、日本社会党、公明党及び民社党の三党共同提出の修正案は可否同数となりましたので、委員長これを決し、否決することに決定いたしました。次いで本案の採決につきましては、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党及び第二院クラブの各派共同提案により、政府は、入場税減税の効果が入場料金に反映されるよう適切な措置を講ずべきである等の附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、相統税法の一部を改正する法律案について申し上げます。
本案は、税制調査会の答申に基づき、今次税制改正の一環として、最近における相統税及び贈与税の負担の状況に顧み、次のような改正を行うものであります。

すなわち、相統税、贈与税の基礎控除額の引き上げ、税率の調整等によりその負担の軽減を図るとともに、配偶者に対する相統税負担の軽減措置を拡充するほか、特別障害者に対する贈与税の非課税措置を創設し、相統税の延納制度を拡充するものであります。
この結果、相統税の課税最低限は、配偶者を含

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

まず、入場税法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつ

一五一

入場税法の一部を改正する法律案外一件

昭和五十年三月二十六日 参議院會議録第八号
て、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 次に、相統税法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第九 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長多田省吾君。

〔審査報告書は都合により第十一号末尾に掲載〕

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年二月二十五日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「七七六人」を「七七九人」に改める。

第二条中「二万二千二百五十三人」を「二万二千二百七十六人」に改める。

附則

この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

〔多田省吾君登壇、拍手〕

○多田省吾君 ただいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

この法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、裁判所の職員員数を増加しようとするものであります。

その要点は、第一に、簡易裁判所における道路交通法違反事件の処理のため、簡易裁判所における員数を三人増加し、第二に、地方裁判所における特殊損害賠償事件等、家庭裁判所における家事調停事件並びに簡易裁判所における民事調停事件及び道路法違反事件の処理等のため、裁判官以外の裁判所の職員員数を二十三人増加しようとするものであります。

委員会におきましては、裁判遅延と裁判官の欠員補充計画、組合の団結権と指定管理職の範囲、裁判所予算といわゆる二重予算制度との関係、婦人職員の健康管理等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第一〇 下水道事業センター法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 下水道事業センター法の一部を改正する法律案

題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長小野明君。

〔審査報告書は都合により第十一号末尾に掲載〕

下水道事業センター法の一部を改正する法律案

右

昭和五十年二月二十一日

内閣総理大臣 三木 武夫

下水道事業センター法の一部を改正する法律案

下水道事業センター法(昭和四十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

日本下水道事業団法

本則中「下水道事業センター」を「日本下水道事業団」に、「センター」を「事業団」に改める。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 日本下水道事業団は、地方公共団体等の要請に基づき、下水道の根幹的施設の建設及び維持管理を行い、下水道に関する技術的援助を行うとともに、下水道技術者の養成並びに下水道に関する技術の開発及び実用化を図ること等により、下水道の整備を促進し、もつて生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に寄与することを目的とする。

第十四条第一項中「理事三人」を「副理事長一人、理事六人」に、「監事一人」を「監事二人以内」に改め、同条第二項中「二人」を「三人」に改める。

第十五条第三項を同条第四項とし、同条第二項

中「理事長」の下に「及び副理事長」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 副理事長は、事業団を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

第十五条に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は建設大臣に意見を提出することができる。

第十六条第二項中「理事」を「副理事長及び理事」に改める。

第十八条を次のように改める。

(役員欠格事項)

第十八条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。ただし、第一号に該当する者が非常勤の理事となるときは、この限りでない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

第二十一条中「理事長」との「を」を「理事長又は副理事長」とに、「理事長」を「理事長及び副理事長」に改める。

第二十三条第二項中「十人」を「十五人」に改める。

第二十六条第一項各号列記以外の部分中「行なう」を「行う」に改め、同項中第六号を第八号と

し、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、特別の法律により設立された法人の委託に基づき、終末処理場等の建設を行い、並びに下水道の設置等の設計、下水道の工事の監督管理及び下水道の維持管理に関する技術的援助を行うこと。

第二十六条第一項第四号中「下水道」の下に「及び除害施設を加え、「行なう」を「行い、並びにそれらの成果の普及を行なう」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「行なう」を「行い、並びに政令で定めるところにより、下水道の設置等の設計、下水道の工事の監督管理又は下水道の維持管理を担当する者の技術検定を行なう」に改め、同項第一号中「行なう」を「行い」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 地方公共団体の委託に基づき、終末処理場及びこれに直接接続する幹線管渠、終末処理場以外の処理施設並びにポンプ施設(以下「終末処理場等」という。)の建設を行うこと。

二 地方公共団体の委託に基づき、下水道の設置等の設計、下水道の工事の監督管理並びに終末処理場、終末処理場以外の処理施設及びポンプ施設の維持管理を行うこと。

第二十六条第二項中「前項第六号」を「第一項第八号に、「行なう」を「行おう」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 事業団は、前項第一号に掲げる業務を受託する場合においては、特別の事情がない限り、水質環境基準(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条の二第一項に規定する水質環境基準をいう。以下同じ。)が定められた公共用水域の水質を当該水質環境基準に適合させるため必要がある終末処理場等を優先させるものとす

第二十六条の次に次の一条を加える。
(下水道法第二十二條等の適用除外)

第二十六條の二 下水道法第二十二條(同法第二十五條の十において準用する場合を含む。)の規定は、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が事業団に公共下水道又は流域下水道の設置等の設計、工事の監督管理又は維持管理を委託する場合には、適用しない。

第三十五條中「第二十六條第一項第二号」を「第二十六條第一項第一号」に改める。
第四十五條第一号中「第二十六條第二項」を「第二十六條第三項」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超え三月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(日本下水道事業団への移行)
第二条 この法律による改正前の下水道事業センター法による下水道事業センターは、施行日にこの法律による改正後の日本下水道事業団法(以下「新法」という。)による日本下水道事業団となり、同一性をもつて存続するものとする。
(定款の変更)
第三条 下水道事業センターは、この法律の公布の日から起算して一月以内に、日本下水道事業団となるために必要な定款の変更をし、建設大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定による定款の変更は、施行日にその効力を生ずるようにしなければならない。
(経過措置)
第四条 この法律の施行の際現にその名称中に日本下水道事業団という文字を用いている者については、新法第五条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(所得税法の一部改正)
第六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中下水道事業センターの項を削り、日本勤労者住宅協会の項の次に次のように加える。

日本下水道事業団 日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)

日本下水道事業団 日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)

日本下水道事業団 日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)

日本下水道事業団 日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)

日本下水道事業団 日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)

日本下水道事業団 日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)

日本下水道事業団 日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)

日本下水道事業団 日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)

日本下水道事業団 日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)

日本下水道事業団 日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)

日本下水道事業団 日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)

日本下水道事業団 日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)

日本下水道事業団 日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)

第七十二条の四第一項第三号中「下水道事業センター」を「日本下水道事業団」に改める。

第七十三条の四第一項第二十六号及び第三百四十八条第二項第三十号中「下水道事業センター」を「日本下水道事業団」に、「下水道事業センター法」を「日本下水道事業団法」に、「第三号又は第四号」を「第四号又は第五号」に改める。
(建設省設置法の一部改正)
第十一条 建設省設置法(昭和二十三年法律百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第七号の二中「下水道事業センター」を「日本下水道事業団」に、「下水道事業センター法」を「日本下水道事業団法」に改める。

「小野明君登壇 拍手」
○小野明君 たいだいま議題となりました下水道事業センター法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本案の要旨を申し上げますと、第一に、法律の題名を日本下水道事業団法に改めること。第二に、目的を改正し、日本下水道事業団は、下水道の整備を促進することにより、生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に寄与する趣旨を明らかにすること。

第三に、日本下水道事業団は、下水道の根幹的施設の建設を主たる業務とすることを明確にするのと同時に、新たに地方公共団体の委託に基づく終末処理場等の維持管理、地方公共団体の下水道技術者の技術検定等の業務を行うこと。また、本事業団は、終末処理場等の建設を受託する場合、原則として、水質環境基準を達成するために必要な終末処理場等を優先させるものとすること。

第四に、日本下水道事業団の役員として、新たに副理事長を置くほか、理事及び監事の定数を増員すること。

第五に、下水道事業センターの日本下水道事業

第十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

昭和五十年三月二十六日 参議院会議録第八号

常任委員長辞任の件 常任委員長の選挙 裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員辞任の件 裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員の選挙

団への移行、関係法律の改正等に関する所要の規定を置くこととあります。

委員会においては、きわめて熱心な質疑が行われたのでありますが、その詳細は会議録によつて御承知願うことといたします。

質疑を終了、討論なく、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、沢田委員から、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党の各派共同提案による合理的な水使用の推進、三次処理の実施等六項目からなる附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定されました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(河野謙三君) この際、お諮りいたします。社会労働委員長山崎昇君から、常任委員長を辞任したいとの申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よつて、許可することに決しました。

○議長(河野謙三君) つきましては、この際、欠員となりました社会労働委員長の選挙を行います。

○安永英雄君 社会労働委員長の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○細川護照君 私は、ただいまの安永君の動議に賛成いたします。

○議長(河野謙三君) 安永君の動議に御異議ございませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よつて、議長は、社会労働委員長に村田秀三君を指名いたします。

〔拍手〕

○議長(河野謙三君) この際、お諮りいたします。村田秀三君から裁判官弾劾裁判所裁判員を、神沢浄君から同予備員を、それぞれ辞任したいとの申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よつて、いずれも許可することに決しました。

○議長(河野謙三君) つきましては、この際、裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、各一名の選挙を行います。

○安永英雄君 各種委員の選挙は、いずれもその手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○細川護照君 私は、ただいまの安永君の動議に賛成いたします。

○議長(河野謙三君) 安永君の動議に御異議ございませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よつて、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に神沢浄君を、

同予備員に矢田部理君をそれぞれ指名いたします。

本日はこれにて散会いたします。午前十時四十五分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 河野謙三君
副議長 前田佳都男君

- 太田 淳夫君
- 野末 陳平君
- 下村 泰君
- 塩出 啓典君
- 市川 房枝君
- 内田 善利君
- 桑名 義治君
- 林 道君
- 阿部 憲一君
- 藤原 房雄君
- 藤原 明君
- 黒柳 岩藏君
- 原田 立君
- 木島 則夫君
- 林田悠紀夫君
- 宮崎 正義君
- 中村 利次君
- 山本茂一郎君
- 小平 芳平君
- 中尾 辰義君
- 向井 長年君
- 最上 進君
- 森下 泰君
- 岩上 妙子君
- 福岡日出磨君
- 安孫子藤吉君
- 井上 吉夫君
- 糸山英太郎君
- 藤井 丙午君
- 原 文兵衛君
- 細川 護照君
- 菅野 儀作君
- 長田 裕二君
- 宮崎 正雄君
- 山内 一郎君
- 内藤善三郎君
- 矢原 秀男君
- 喜屋武眞榮君
- 相沢 武彦君
- 青島 幸男君
- 柄谷 道一君
- 峯山 昭範君
- 平井 卓志君
- 上林繁次郎君
- 三木 忠雄君
- 栗林 卓司君
- 中西 一郎君
- 矢追 秀彦君
- 藤井 恒男君
- 寺本 広作君
- 鈴木 一弘君
- 柏原 ヤス君
- 白濁 哲也君
- 白木義一郎君
- 多田 省吾君
- 中沢伊登子君
- 福岡 知之君
- 望月 邦夫君
- 藤川 又三君
- 堀山威一郎君
- 青井 政美君
- 石破 二郎君
- 中村 登美君
- 松垣徳太郎君
- 中村 禎二君
- 佐藤 隆君
- 上田 稔君
- 中山 太郎君
- 久保田藤吉君
- 柳田桃太郎君
- 玉置 和郎君
- 岩動 道行君
- 鍋島 直昭君
- 青木 一男君
- 小川 半次君
- 入木 一郎君
- 丸茂 重貞君
- 片山 正英君
- 嶋崎 均君
- 夏目 忠雄君
- 中村 太郎君
- 高橋 誉富君
- 岩男 頼一君
- 大島 友治君
- 岡田 広君
- 斎藤 十朗君
- 古賀雷四郎君
- 河本嘉久藏君
- 川野辺 静君
- 久次米健太郎君
- 鈴木 省吾君
- 高田 浩運君
- 江藤 智君
- 高橋雄之助君
- 岡本 悟君
- 岡本 直治君
- 吉武 恵市君
- 伊藤 五郎君
- 大谷藤之助君
- 矢田部 理君
- 久保 昌君
- 斎藤栄三郎君
- 野田 哲君
- 秦 豊君
- 佐藤 信二君
- 赤桐 操君
- 小川 一平君
- 稲嶺 一郎君
- 田 英夫君
- 鈴木美枝子君
- 山崎 五郎君
- 矢野 登君
- 竹田 現照君
- 村田 秀三君
- 町村 金五君
- 西村 尚治君
- 新谷寅三郎君
- 迫水 久常君
- 徳永 正利君
- 神田 博君
- 志村 愛子君
- 柳田 芳文君
- 棚田 四郎君
- 永野 慶雄君
- 戸塚 進也君
- 山東 昭子君
- 遠藤 要君
- 大鷹 淑子君
- 上藤 勝久君
- 高橋 邦雄君
- 黒住 忠行君
- 金井 元彦君
- 山崎 竜男君
- 初村滝一郎君
- 世耕 政隆君
- 増田 盛君
- 藤田 正明君
- 楠 正俊君
- 平泉 謙君
- 安井 恵吉君
- 増原 謙君
- 鹿島 俊雄君
- 小笠 公昭君
- 橋本 繁藏君
- 坂野 重信君
- 青木 新次君
- 対馬 孝且君
- 亀井 久興君
- 浜本 万三君
- 大塚 喬君
- 今泉 正二君
- 片岡 勝治君
- 宮之原貞光君
- 神沢 浄君
- 安田 隆明君
- 前川 且君
- 山崎 昇君
- 小野 明君
- 加藤 武徳君

農林水産委員 安井 謙君

運輸委員 藤田 正明君

同 藤田 進君

予算委員 松永 忠二君

同 田 英夫君

同 桑名 義治君

同 香脱タケ子君

同 近藤 忠孝君

同 青島 幸男君

同 矢田部 理君

決算委員 同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

交通安全対策特別委員 太田 淳夫君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

交通安全対策特別委員 原田 立君

同日委員会において選任した理事は左の通りである。

文教委員会

理事 加藤 進君 (加藤進君の補欠)

同日議員から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

地方財政緊急措置法案(和田静夫君発議)

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員に確保に関する法律の一部を改正する法律案(鈴木美枝子君外一名発議)

同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法案

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案(第七十二回国会提出、衆議院継続審査)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

地方税法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

所得税法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

法人税法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

地方税法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

所得税法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

法人税法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

地方税法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

所得税法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

法人税法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

地方税法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

下水道事業センター法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

相統税法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員堀出啓典君提出軍属として戦地に行つた人達の処遇に関する質問主意書

同日衆議院から左の答弁書を受領した。

軍属として戦地に行つた人達の処遇に関する質問主意書

同日衆議院から左の答弁書を受領した。

参議院議員堀出啓典君提出軍属として戦地に行つた人達の処遇に関する質問主意書

同日衆議院から左の答弁書を受領した。

本年は、太平洋戦争終結から三十周年を迎える。太平洋戦争でわが国の被つた物心両面にわたる被害の大きかつたことは、今更いふまでもない。これまで政府のつとめてきた戦争犠牲者に対する援護の措置を評価することができなないが、今なおその恩恵をも受けることができない戦争犠牲者が放置されていることを考える時、戦後はまだ終つていないのである。

その一つは、強制的に軍属として戦地につれて行かれた人達のうち、文官以外の人でいわゆる恩給の対象とならない人達である。

これらの人達は、軍人と同じく砲弾の飛びかう危険な状況の中で、一生懸命仕事に従事しながら、戦後における国からの処遇においては全く見捨てられているのである。

参議院議長 河野 謙三殿

堀出 啓典

参議院議員堀出啓典君提出軍属として戦地に行つた人達の処遇に関する質問主意書

同日衆議院から左の答弁書を受領した。

本年は、太平洋戦争終結から三十周年を迎える。太平洋戦争でわが国の被つた物心両面にわたる被害の大きかつたことは、今更いふまでもない。これまで政府のつとめてきた戦争犠牲者に対する援護の措置を評価することができなないが、今なおその恩恵をも受けることができない戦争犠牲者が放置されていることを考える時、戦後はまだ終つていないのである。

その一つは、強制的に軍属として戦地につれて行かれた人達のうち、文官以外の人でいわゆる恩給の対象とならない人達である。

これらの人達は、軍人と同じく砲弾の飛びかう危険な状況の中で、一生懸命仕事に従事しながら、戦後における国からの処遇においては全く見捨てられているのである。

参議院議長 河野 謙三殿

堀出 啓典

参議院議員堀出啓典君提出軍属として戦地に行つた人達の処遇に関する質問主意書

同日衆議院から左の答弁書を受領した。

本年は、太平洋戦争終結から三十周年を迎える。太平洋戦争でわが国の被つた物心両面にわたる被害の大きかつたことは、今更いふまでもない。これまで政府のつとめてきた戦争犠牲者に対する援護の措置を評価することができなないが、今なおその恩恵をも受けることができない戦争犠牲者が放置されていることを考える時、戦後はまだ終つていないのである。

その一つは、強制的に軍属として戦地につれて行かれた人達のうち、文官以外の人でいわゆる恩給の対象とならない人達である。

これらの人達は、軍人と同じく砲弾の飛びかう危険な状況の中で、一生懸命仕事に従事しながら、戦後における国からの処遇においては全く見捨てられているのである。

参議院議長 河野 謙三殿

堀出 啓典

参議院議員堀出啓典君提出軍属として戦地に行つた人達の処遇に関する質問主意書

同日衆議院から左の答弁書を受領した。

本年は、太平洋戦争終結から三十周年を迎える。太平洋戦争でわが国の被つた物心両面にわたる被害の大きかつたことは、今更いふまでもない。これまで政府のつとめてきた戦争犠牲者に対する援護の措置を評価することができなないが、今なおその恩恵をも受けることができない戦争犠牲者が放置されていることを考える時、戦後はまだ終つていないのである。

その一つは、強制的に軍属として戦地につれて行かれた人達のうち、文官以外の人でいわゆる恩給の対象とならない人達である。

これらの人達は、軍人と同じく砲弾の飛びかう危険な状況の中で、一生懸命仕事に従事しながら、戦後における国からの処遇においては全く見捨てられているのである。

軍人恩給や、文官であつた軍属の恩給は不十分とはいへ年々増額されるなかで、これら旧軍属が放置されていることは、あまりにも不公平といわなければならない。

政府は、このような不公平のあることを知りながら、今日までその実態の調査すら行つていないことに対し強く反省を求めらるものである。

以下次の諸点について質問する。

一、軍属として戦地に行つた人達は、何人位いたのか。

二、これらの軍属のうち、恩給法の対象とならない人達は、何人位になるのか。

三、これらの人達は、戦地において軍人同様、場合によつては軍人以上の危険な仕事に従事していたが、これらの実態について政府はどの程度調査をしているのか。

四、これら旧軍属の人達に対する救済について、政府はどう考えているのか。

五、直ちに調査委員会のようなものをつくり、実態の調査を開始してゆく考えはないか。

参議院議長 河野 謙三殿

堀出 啓典

参議院議員堀出啓典君提出軍属として戦地に行つた人達の処遇に関する質問主意書

同日衆議院から左の答弁書を受領した。

本年は、太平洋戦争終結から三十周年を迎える。太平洋戦争でわが国の被つた物心両面にわたる被害の大きかつたことは、今更いふまでもない。これまで政府のつとめてきた戦争犠牲者に対する援護の措置を評価することができなないが、今なおその恩恵をも受けることができない戦争犠牲者が放置されていることを考える時、戦後はまだ終つていないのである。

その一つは、強制的に軍属として戦地につれて行かれた人達のうち、文官以外の人でいわゆる恩給の対象とならない人達である。

これらの人達は、軍人と同じく砲弾の飛びかう危険な状況の中で、一生懸命仕事に従事しながら、戦後における国からの処遇においては全く見捨てられているのである。

参議院議長 河野 謙三殿

堀出 啓典

参議院議員堀出啓典君提出軍属として戦地に行つた人達の処遇に関する質問主意書

同日衆議院から左の答弁書を受領した。

本年は、太平洋戦争終結から三十周年を迎える。太平洋戦争でわが国の被つた物心両面にわたる被害の大きかつたことは、今更いふまでもない。これまで政府のつとめてきた戦争犠牲者に対する援護の措置を評価することができなないが、今なおその恩恵をも受けることができない戦争犠牲者が放置されていることを考える時、戦後はまだ終つていないのである。

その一つは、強制的に軍属として戦地につれて行かれた人達のうち、文官以外の人でいわゆる恩給の対象とならない人達である。

これらの人達は、軍人と同じく砲弾の飛びかう危険な状況の中で、一生懸命仕事に従事しながら、戦後における国からの処遇においては全く見捨てられているのである。

参議院議長 河野 謙三殿

堀出 啓典

参議院議員堀出啓典君提出軍属として戦地に行つた人達の処遇に関する質問主意書

同日衆議院から左の答弁書を受領した。

本年は、太平洋戦争終結から三十周年を迎える。太平洋戦争でわが国の被つた物心両面にわたる被害の大きかつたことは、今更いふまでもない。これまで政府のつとめてきた戦争犠牲者に対する援護の措置を評価することができなないが、今なおその恩恵をも受けることができない戦争犠牲者が放置されていることを考える時、戦後はまだ終つていないのである。

その一つは、強制的に軍属として戦地につれて行かれた人達のうち、文官以外の人でいわゆる恩給の対象とならない人達である。

これらの人達は、軍人と同じく砲弾の飛びかう危険な状況の中で、一生懸命仕事に従事しながら、戦後における国からの処遇においては全く見捨てられているのである。

参議院議長 河野 謙三殿

堀出 啓典

参議院議員堀出啓典君提出軍属として戦地に行つた人達の処遇に関する質問主意書

同日衆議院から左の答弁書を受領した。

本年は、太平洋戦争終結から三十周年を迎える。太平洋戦争でわが国の被つた物心両面にわたる被害の大きかつたことは、今更いふまでもない。これまで政府のつとめてきた戦争犠牲者に対する援護の措置を評価することができなないが、今なおその恩恵をも受けることができない戦争犠牲者が放置されていることを考える時、戦後はまだ終つていないのである。

その一つは、強制的に軍属として戦地につれて行かれた人達のうち、文官以外の人でいわゆる恩給の対象とならない人達である。

これらの人達は、軍人と同じく砲弾の飛びかう危険な状況の中で、一生懸命仕事に従事しながら、戦後における国からの処遇においては全く見捨てられているのである。

参議院議長 河野 謙三殿

堀出 啓典

参議院議員堀出啓典君提出軍属として戦地に行つた人達の処遇に関する質問主意書

同日衆議院から左の答弁書を受領した。

本年は、太平洋戦争終結から三十周年を迎える。太平洋戦争でわが国の被つた物心両面にわたる被害の大きかつたことは、今更いふまでもない。これまで政府のつとめてきた戦争犠牲者に対する援護の措置を評価することができなないが、今なおその恩恵をも受けることができない戦争犠牲者が放置されていることを考える時、戦後はまだ終つていないのである。

その一つは、強制的に軍属として戦地につれて行かれた人達のうち、文官以外の人でいわゆる恩給の対象とならない人達である。

これらの人達は、軍人と同じく砲弾の飛びかう危険な状況の中で、一生懸命仕事に従事しながら、戦後における国からの処遇においては全く見捨てられているのである。

参議院議長 河野 謙三殿

堀出 啓典

参議院議員堀出啓典君提出軍属として戦地に行つた人達の処遇に関する質問主意書

同日衆議院から左の答弁書を受領した。

第七号中正誤

ハシ 段行 誤

一〇三 三 年度の

一〇二 一 各種特別償却

一〇一 三 財政需要

一〇〇 三 効果

九九 三 効果

九八 三 効果

九七 三 効果

九六 三 効果

九五 三 効果

九四 三 効果

九三 三 効果

九二 三 効果

九一 三 効果

九〇 三 効果

八九 三 効果

九八 三 効果

九七 三 効果

九六 三 効果

九五 三 効果

九四 三 効果

九三 三 効果

九二 三 効果

九一 三 効果

九〇 三 効果

八九 三 効果

九八 三 効果

九七 三 効果

九六 三 効果

九五 三 効果

九四 三 効果

九三 三 効果

九二 三 効果

九一 三 効果

九〇 三 効果

八九 三 効果

九八 三 効果

九七 三 効果

九六 三 効果

九五 三 効果

九四 三 効果

九三 三 効果

九二 三 効果

九一 三 効果

九〇 三 効果

八九 三 効果

定価 一部 一〇円

発行所 東京都港区赤坂新町二番地 郵便番号一〇七

大蔵省印刷局

電話 東京 五八二 四四二(天代)